宮崎県口蹄疫防疫マニュアル

平成23年４月

（平成２４年３月一部改訂）

宮崎県口蹄疫防疫対策本部

目　　次

第1章　口蹄疫とは
■1原因 …… 1
■2疫学等
■3症状
■4検査方法
■5ウイルスの性状
■6発生状況
第2章　防疫対策の基本方針と組織体制
■1　防疫の基本方針 …… 6
■2　ワクチン接種、予防的殺処分
■3　防疫対策本部 …… 7
（1）口蹄疫対策連絡会議の開催
（2）県口蹄疫対策本部の設置
（3）口蹄疫現地対策本部
第3章　発生前の防疫対策（「水際対策」、「畜産農家や関係者の防疫対策」、「早期発見・早期通報」）
■1　事前の防疫体制 …… 16
1　県の対応
（1）水際・公共施設等の消毒体制
（2）海外等での発生情報の伝達
（3）農家指導、研修会の開催
（4）早期発見・早期通報体制及び病性診断のあり方
（5）関係機関・団体等との連携
2　市町村の対応
3　農家の対応
4　その他畜産関係車両、レンダリング業者の対応
■2　段階（フェーズ）毎での防疫対応 …… 22
（1）フェーズⅠ　近隣諸国で発生がない状況
（2）フェーズⅡ　近隣諸国で発生している状況
（3）フェースⅢ　国内で発生している状況
（4）フェーズⅣ　隣県で発生している状況
（5）フェーズⅤ　本県で発生している状況
■3　「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前の準備 …… 22
（1）防疫措置における関係機関の役割分担
（2）県の役割
（3）市町村の役割

（4）関係団体の役割
（5）隣県との情報の共有
（6）防疫演習等の実施
第4章　防疫措置
■1　届出から防疫措置終了までのタイムテーブル …… 30
■2　異常家畜等の発見通報から病性診断、検査材料の送付までの措置 …… 33
1　病性診断検体送付時の対応フロー図
2　現地家保における対応
（1）異常家畜等の発生通報（1日目13:00～19:00）
（2）病性診断
3　家畜防疫対策室における対応
■3　検査材料の送付（疑い症例）から病性決定までの措置（1日目19:00～2日目5:30）
…… 40
1　現地家保における対応
（1）通行遮断の準備
（2）防疫措置の準備
（3）疫学調査
（4）発生状況確認検査の実施
2　県庁における対応
（1）関係部署への連絡・通報
（2）県対策本部設置と会議の開催
（3）移動制限、搬出制限の設定
（4）移動制限区域内の農場の抽出、大型農場の抽出
（5）動員者のリストアップ
（6）消毒ポイントの設置準備
（7）家畜市場の閉鎖に伴う協議
3　当該市町村の対応
4　その他の市町村の対応
（1）制限区域の設定
（2）情報の提供
（3）消毒ポイント運営のための動員の把握
■4　病性決定時の措置（2日目5:30） …… 44
1　県対策本部の対応
（1）団体、農家等への情報提供
（2）公表、プレスリリース
（3）制限区域の告示
（4）制限区域の解除
（5）制限の対象
（6）移動制限区域内の家畜の死体及び排せつ物等の移動の例外措置
（7）制限区域外の家畜等の通過

（8）動員者の確保（獣医師、保定員等）
（9）消毒ポイントの設置
2　現地対策本部の対応（発生現地における防疫措置）　…… 48
（1）現地対策本部の設置と会議の開催
（2）団体、農家等への情報提供
（3）発生農場の防疫方針の決定
（4）発生農場への対応（現地対策本部）
（5）移動制限区域の設定と農家への周知
（6）消毒ポイントの設置（移動制限・消毒ポイント班）
（7）疫学調査（地域疫学班）
（8）浸潤状況調査（浸潤状況・清浄性確認検査班）
（9）通行遮断（現地移動制限・消毒ポイント班）
（10）防疫資材の調達（資材班）
3　発生市町村の対応　…… 51
4　その他の市町村の対応　…… 51
5　団体等の対応　…… 52
6　制限区域の農家の対応　…… 52
7　発生農場の防疫措置における各班のタイムスケジュール　…… 53
■5　移動式レンダリング車の活用の検討　…… 61
■6　ワクチン接種への対応　…… 63
■7　清浄性確認等の検査　…… 63
1　清浄性確認検査
2　全戸目視検査による清浄度確認検査
3　移動制限解除後の清浄性確認検査
4　口蹄疫により家畜を殺処分した農場のうち経営を再開する農場の清浄性確認検査

第5章　詳細マニュアル
1　病性診断　…… 65
2　病性鑑定材料送付に係る手続き　…… 69
3　病性鑑定材料送付容器（取扱説明書）　…… 71
4　海外病研修施設で行う病性鑑定　…… 72
5　移動の制限監視及び消毒ポイントの運営　…… 73
6　資材等の調達・供給　…… 99
7　動員　…… 106
8　防疫従事者の留意事項・バイオハザード対策　…… 108
9　発生農場での防疫作業　…… 125
■1　発生農場事前調査
■2　殺処分
10　動員者のサポート　…… 141
11　評価　…… 150

12　疫学調査 …… 159
13　発生状況確認検査 …… 166
14　埋却 …… 169
15　農場清掃・消毒 …… 186
16　清浄性確認検査 …… 188
17　家畜排せつ物の処理 …… 192
18　ワクチン接種 …… 205
19　飼料の運搬・自給飼料の取扱い …… 212
20　生乳の取扱い …… 213
21　埋却地の管理 …… 214

別表　口蹄疫発生時に連絡する県域団体 …… 215
宮崎家保管内の連絡一覧表 …… 216
都城家保管内の連絡一覧表 …… 219
延岡家保管内の連絡一覧表 …… 222

別添
口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について …… 225
口蹄疫等の発生に伴う公有地への埋却について …… 227
口蹄疫の感染拡大の状況に応じた県民への協力要請について …… 228

参考資料
九州・沖縄・山口９県における家畜防疫対策連携に関する申合せ
口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針
ワクチン接種区域の農場における家畜の再導入について（２２消安第３６７２号）
大型防疫資材の貸出要領（移動式焼却炉、大型緊急除染機）

本文中の様式等一覧

図1　県対策本部組織図 …… P8
図1－2　県対策本部の班編成 …… P9
図2－1　現地対策本部の班編成 …… P13
図2－2　現地対策本部に設置する班 …… P14

表1　幹事会における各部局の所掌事務 …… P10
表2　県対策本部各班における所掌事務 …… P11
表3　現地対策本部各班における所掌事務 …… P15
表4　畜産関係施設以外の水際消毒体制 …… P20
表5　防疫資材在庫管理一覧表(様式) …… P25
表6　防疫資材緊急調達先一覧表(様式) …… P26
表7　病性診断に必要な携行資材 …… P68
表8　現地対策本部資材班の体制表 …… P99
表9　資材等一覧 …… P105
表10　豚における殺処分方法の長所と短所 …… P138
表11　家畜評価のための証拠書類一覧 …… P152
表12　ワクチン接種作業について(関係市町村の皆様へ) …… P207-208

様式1　農家への情報伝達に係る調査票 …… P21
様式2　大型防除資材の貸出申請書 …… P62
様式3　車両消毒確認書 …… P89
様式4　通過許可車 …… P90
様式5　車両消毒台帳(消毒ポイント控え) …… P91
様式6　移動制限区域の特例(死亡家畜の移動)に関する協議書 …… P92
様式7　移動制限区域の特例協議(死亡家畜の移動)回答書 …… P93
様式8　死亡家畜移動指示書 …… P94-95
様式9　家畜排せつ物等移動申請書 …… P96
様式10　家畜排せつ物等の移動について(回答書) …… P97
様式11　家畜排せつ物(尿)移動に係る状況確認報告書 …… P98
様式12　医療機関受診報告書 …… P120
様式13　FMD防疫作業事前調査票 …… P127-128
様式14　けが、急病発生時報告書 …… P149
様式15　物品調査票 …… P155
様式16　家畜調査票(牛) …… P156
様式17　家畜調査票(豚:繁殖・育成) …… P157
様式18　家畜調査票(豚:子豚・肉豚) …… P158
様式19　不明疾病の現地調査票(病鑑No.　) …… P163
様式20　農場疫学調査票 …… P164-165
様式21　目視検査表 …… P189
様式22　採血検査表 …… P190
様式23　農場家畜排せつ物の防疫措置状況確認台帳 …… P199-200
様式24　スラリー等液状物処理状況確認表 …… P201-202
様式25　たい肥化切り返し等確認表 …… P203-204
様式26　ワクチン接種計画書 …… P210
様式27　口蹄疫ワクチン接種頭数現地確認書 …… P211

防疫指針別記様式1　不明疾病の発生届出(記録用) …… P37
参考　口蹄疫ウイルスに効果があるとされている消毒薬 …… P187
口蹄疫の症状 …… P191

第1章　口蹄疫とは

口蹄疫（以下「本病」という。）は、口蹄疫ウイルスの感染によって起こる急性熱性伝染病で、牛、めん羊、山羊、豚等の家畜を始め、ほとんどの偶蹄類動物が感染する家畜伝染病である。本病は、極めて伝染力が強く、また、発病に伴う発育障害、運動障害及び泌乳障害により、莫大な経済的損失が生じるほか、国あるいは地域ごとに家畜、畜産物等に厳しい移動制限が課せられ、国際流通にも大きな影響を及ぼすこととなることから、国際的にももっとも警戒すべき家畜の伝染性疾病の一つとして、その制圧と感染拡大防止が図られている。

■1　原因

原因はピコルナウイルス科アフトウイルス属の口蹄疫ウイルスで、A、O、C、Asia1、SAT1、SAT2、SAT3 の7種類の血清型に分けられる。

■2　疫学等

感染は牛、豚等の偶蹄類の感染動物において、ウイルスが、水疱液、呼気、鼻汁、乳汁、精液、糞尿等により体外に排出され、経口・経鼻感染又は創傷感染で伝播する。

また、体外に放出されたウイルスが風に乗って遠隔地へ飛散する空気感染もおこる。

■3　症状

突然 40 ～ 41 ℃の発熱、元気消失に陥ると同時に多量の流涎がみられ、口、鼻、蹄、乳頭部に水疱やびらんを形成し、食欲不振、跛行を呈する。乳牛では発病前から泌乳量が減少することが多い。

舌の水疱（乳牛）

鼻端の水疱（豚）

■4　検査方法

検査は、異常家畜の水疱材料、あるいは病変部のぬぐい液を用いたRT－PCRとウイルス分離を行う。さらに、臨床検査とあわせて、血清学的検査により抗体検査を実施し、感染の有無を判定する。

■5　ウイルスの性状

各種動物における潜伏期間中のウイルス排出

動　物	材料の由来	排出ウイルス量 $logTCID_{50}$(平均)	排出開始から水泡形成までの日数（平均）	潜伏期間（日）
若雄牛	咽頭	2.5-5.5(3.5)	2-5(2.7)	
	血液	1.0-4.1(2.2)	1-2(1.8)	
乳牛	乳汁	1.0-5.2(3.0)	1-4(2.2)	6.2
	直腸	1.0-1.6(1.3)	1(1.0)	
	膣	2.9-3.3(3.2)	1(1.0)	
豚	咽頭	0.7-3.5(2.2)	2-10(5.0)	10.6
	直腸	0.6-2.6(1.3)	0-7(4.2)	
めん羊	膣	0.6-3.0(1.6)	0-7	9.0
	咽頭	1.2-3.5(2.9)	0-5(2.5)	

Burrows, R.(Vet. Rec. 82:385, 1968)

過去における口蹄疫の初発原因(1870 ～ 1993 年)*

感染源	発生頻度（%）
汚染肉・畜産物・厨芥	66
風による伝播・渡り鳥	22
家畜の輸入・移動	6
汚染資材、器具、人	4
ワクチン（不活化不十分のもの）	3
野生動物	＜ 1

期間中の発生件数:　* n=627(USDA,1994)

口蹄疫ウイルスの生存期間（1）

対象物	環境状況	生存期間
牛肉	4℃	3日
	-20℃	90日
	急速冷凍	240日
豚肉	1～7℃	1日
	冷凍	＞55日
骨髄	(牛)1～4℃	30週
	(豚)1～7℃	6週
腸管	(豚)1～7℃	250日
リンパ節	(牛)1～4℃	120日
	(豚)1～7℃	70日
舌（牛）	冷凍	11年
牛乳	72℃, 30秒	生存
堆肥（牛）	夏	1週
	冬	24週
敷料(わら等)		4週
衣服、靴	夏	9週
	冬	14週
飼料(ふすま)		20週
飼料(乾草)		＞200日

（ USDA, 1994 より抜粋引用）

口蹄疫ウイルスの生存期間（2）

対象物	環境状況	生存期間
内臓肉（豚）	チルド	30日
	冷　凍	210日
パルマハム		170日
セラーノハム		182日
イベリアンハム		168日
イベリアンショルダーハム		112日
イベリアンロイン		42日
塩漬ベーコン		190日
ハム脂肪		183日
ソーセージ		56日
サラミ		7日

（ Farez と Morley, 1997 より引用）

■6 発生状況

1　日本での発生

1908年（明治41年）東京、神奈川、兵庫、新潟　522頭

2000年（平成12年）宮崎、北海道　4戸　患畜・疑似患畜　740頭

2010年（平成22年）宮崎　292戸（他に関連農場23戸）患畜・疑似患畜　210,714頭。ワクチン接種畜の殺処分　1,047戸　87,094頭

2010年宮崎県における口蹄疫の発生状況

（平成22年4月20日に発生し、7月27日に全ての移動制限が解除された。）

農林水産省HPより

2　海外での発生

東南アジア、中近東、アフリカを中心に世界各地で発生がみられる。

2010年のわが国の近隣諸国における本病の発生状況については、カンボジア、中国、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、韓国、台湾、タイ及びベトナムにおいて確認されている。

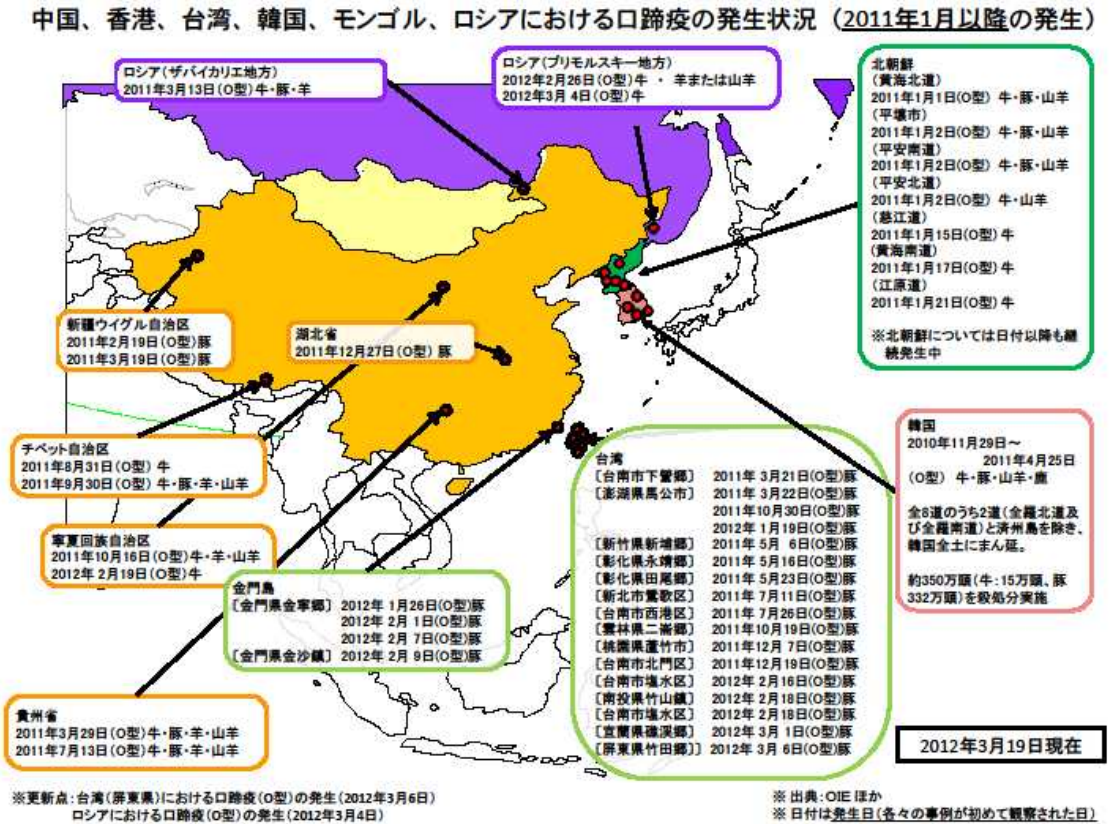

農林水産省HPより

第2章　防疫対策の基本方針と組織体制

■1　防疫の基本方針

最近、アジアで活発な流行が見られる口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの海外悪性伝染病は、国際的な人や物の往来の増加や渡り鳥の飛来などにより、県内でいつでも発生する可能性があるという前提に立つ必要がある。

このため、最も重要なことは、ウイルスを国内に持ち込ませない「水際対策」、ウイルスが国内に侵入したとしても家畜に感染させない「畜産農家や関係者の防疫対策」、家畜に感染した場合の「早期発見・早期通報」、そして感染の拡大を最小限に食い止めるための「迅速で徹底した防疫措置」であり、ここに関係者が全力を注ぐことである。

具体的には、日頃から農場等における防疫対策の徹底はもちろんのこと、本病の早期発見及び通報体制のための監視体制の強化、さらに、発生時においては迅速な殺処分及び埋却等によるまん延防止対策が講じられる危機管理体制を確立し、その被害を最小限に食い止めることが基本である。

■2　ワクチン接種、予防的殺処分

口蹄疫が発生した際の防疫対応の基本方針は、上記に示すとおりであるが、患畜等の殺処分と移動制限による、いわゆる初動対応では、感染拡大が防止できないと判断した場合は、ワクチン接種若しくは予防的殺処分による防疫対応を国に要請する。

国への要請は、発生状況確認検査（50ページ）の結果（特に初発農家の周辺での発生状況や豚での発生の有無）や、国から派遣された疫学の専門家の意見を参考にして行う。

なお、ワクチン接種か予防的殺処分かは、農林水産省消費安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、判断することとし、ワクチン接種あるいは予防的殺処分は、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）に基づいて実施する。

■3　防疫対策本部

（1）口蹄疫対策連絡会議の開催

近隣諸国や国内で本病が発生し、県内での発生が危惧される場合及び疑い事例で検体を独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所海外病研究施設（以下「海外病研究施設」という。）に送付する場合には、「宮崎県口蹄疫防疫対策本部」（以下「県対策本部」という。）設置要領に基づき、本部員及び幹事会員による口蹄疫対策連絡会議を開催する。

会議では、本県での発生を防止するために必要な防疫対策の徹底、県内で発生した場合に直ちに迅速な防疫措置が講じられるよう、情報の共有を図るとともに、発生時の人員確保や役割分担、連絡体制の確認等を行う。

（2）県対策本部の設置

県対策本部は、隣接県で本病が発生し、県内での発生が著しく危惧される場合や、県内に移動制限区域等が含まれる場合、あるいは疑い事例で検体を海外病研究施設に送付する場合に設置し、設置後直ちに、県対策本部会議を開催する。

県対策本部を設置したときは、県議会、関係市町村、関係機関・団体等に文書で県対策本部の設置及び発生の概要等を伝達するとともに、迅速な防疫措置が講じられるよう協力を要請する。

なお、県対策本部会議には、必要に応じて、県議会、関係市町村、関係機関、関係団体等を参加させることができるものとする。

ア　目的

本病が発生した場合の本県経済に与える影響の甚大さを考慮し、本病の防疫、その他の対策に関して関係部局が連携して円滑に実施し、本県畜産業の維持・発展及び安全・安心な県民生活の確保を図るため、県対策本部を設置する。

イ　組織

県対策本部は、図1（8ページ）に示すとおり、知事を本部長に関係部局の長で構成し、県対策本部の事務を補佐させるため関係課長等で構成する幹事会を設置する。

また、県対策本部を円滑に機能させるとともに、防疫方針の企画立案を行う総括・企画部を設置し、さらにその下に所定の班・係を設置する。

なお、総括・企画部及び各班は直ちに同一フロアに集合し業務を行うとともに、相互の連携を図る。

ウ　農業団体等との連携

県対策本部の方針を迅速かつ円滑に実施するため、県対策本部に農業団体からも参加してもらい、団体等との連絡調整を行う。

エ　設置期間

県対策本部は、移動制限の解除後も継続して設置し、発生地域等の復興状況や本県に直行便があるアジア諸国の発生状況等を勘案し、解散時期を決める。

図１　県対策本部の組織体制

国対策本部

（連携）

県　対　策　本　部		
本 部 長	知　　事	
副本部長	副　知　事	
本 部 員	総合政策部長	県土整備部長
	総 務 部 長	会計管理者
	危機管理統括監	企 業 局 長
	福祉保健部長	病 院 局 長
	環境森林部長	教　育　長
	商工観光労働部長	警察本部長
	農政水産部長	

総括・企画部
農政水産部長
農政水産部次長（総括、農政）
危機管理局次長
畜産・口蹄疫復興対策局長
総合政策課長
農政企画課長
復興対策推進課長
畜産課長
家畜防疫対策室長
専門官（国からの派遣）

幹　事　会	
幹 事 長	農 政 水 産 部 長
副幹事長	農政水産部次長（総括、農政） 危機管理局長 畜産・口蹄疫復興対策局長
総合政策課長	環境森林課長
広報戦略室長	商工政策課長
総合交通課長	農政企画課長
総務課長	畜産課長
人事課長	管理課長
行政経営課長	道路保全課長
財政課長	港湾課長
総務事務センター課長	会計課長
危機管理課長	教育庁総務課長
福祉保健課長	県警本部警務課長
衛生管理課長	県警本部警備第二課長

県対策本部会議

図１－２　県対策本部の班編成

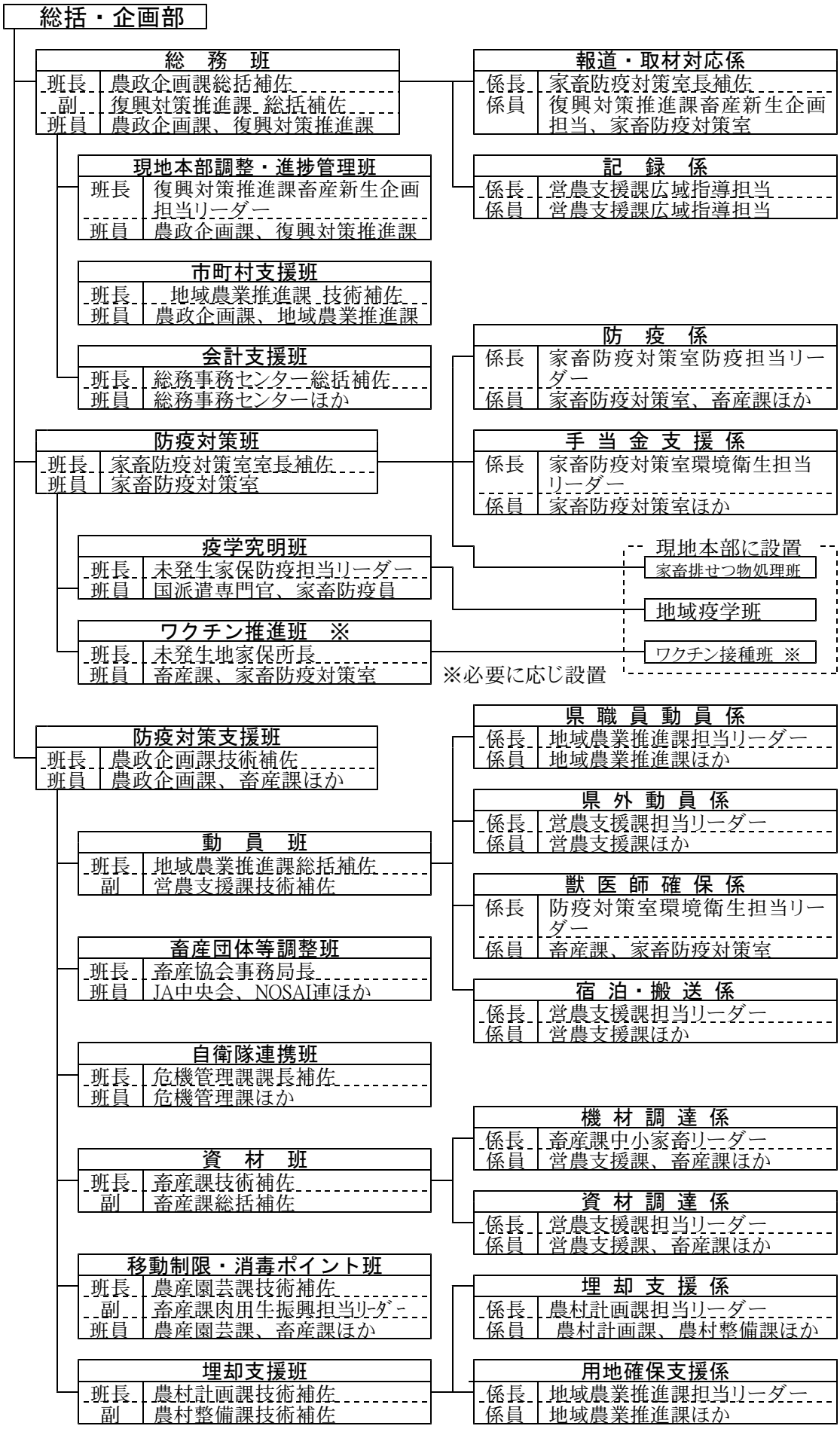

表1　幹事会における各部局の所掌事務

共通事務分掌　○ 県対策本部及び他部局への応援に関すること ○ 県対策本部長の特命事項に関すること		
部　局　名	担　当　課	所　掌　事　務
総合政策部	総合政策課	県対策本部長の方針決定、調整等に関すること 県民政策部内の連絡調整に関すること
	広報戦略室	マスコミ対応等に関すること
	総合交通課	空港等の水際防疫に関すること
総　務　部	総　務　課	総務部内の連絡調整に関すること
	人　事　課	県職員の動員、勤務等に関すること
	行政経営課	家畜伝染病予防法他法律に関すること
	財　政　課	防疫関連の予算に関すること
	総務事務センター	資材購入等に係る会計支援に関すること 職員の健康管理に関すること
	危機管理課	自衛隊の派遣要請、調整に関すること その他危機管理に関すること
福祉保健部	福祉保健課	福祉保健部内の連絡調整に関すること
	衛生管理課	食肉処理場に関すること 食肉衛生検査所等の獣医師の派遣に関すること
環境森林部	環境管理課	埋却地の環境に関すること
商工観光労働部	商工政策課	中小企業への融資等に関すること 商工観光労働部内の連絡調整に関すること
農政水産部	農政企画課	県対策本部総括・企画部に関すること 農政水産部内の連絡調整に関すること
	畜　産　課	県対策本部総括・企画部に関すること 防疫指導等全般に関すること 防疫措置、移動制限等の措置に関すること
県土整備部	管　理　課	県土整備部内の連絡調整に関すること
	道路保全課	道路の交通規制に関すること
	港　湾　課	港湾の水際防疫に関すること
会計管理局	会　計　課	会計管理局内の連絡調整に関すること
教　育　庁	総　務　課	教育庁内の連絡調整に関すること
県 警 本 部	警　務　課	県警本部、各警察署の連絡調整に関すること
	警備第二課	発生地及び消毒ポイント等における交通規制等の支援に関すること

団体の所掌事務

畜産協会	農家指導に関すること、動員に関すること 畜産団体等の連絡調整に関すること
JA中央会	JA グループの連絡調整に関すること 農家指導に関すること、動員に関すること
NOSAI連	NOSAI団体獣医師の確保に関すること 農家指導に関すること

表2　県対策本部各班における所掌事務

班・係名	所　掌　事　務	ページ
総括・企画部	県対策本部の総括及び防疫方針の立案、国との調整	－
総務班	防疫方針の進行管理、県対策本部・現地本部の連絡調整 県民等からの問い合わせへの対応	－
報道・取材対応係	マスコミ対応、取材対応	44
記録係	発生現場での記録（カメラ・ビデオ）撮影及び保存	
現地対策本部調整・進捗管理班	現地対策本部との連絡調整、防疫措置の進捗管理	
市町村支援班	市町村との調整、連絡調整員の派遣	－
会計支援班	経費支払い事務	－
防疫対策班	防疫対策各班の総合調整、家保との連絡調整	－
防疫係	病性診断、防疫方針等の国との連絡調整	－
手当金支援係	手当金申請・支払に係る事務	－
疫学究明班	国の疫学調査チームと連携した疫学調査、原因究明	159
ワクチン推進班	予防的殺処分に係る計画の立案・進行管理	205
防疫対策支援班	防疫対策支援各班の総合調整	－
動員班	防疫従事者、保健師等の動員調整	106
県職員動員係	県職員、市町村職員等動員者の連絡調整	46
県外動員係	県外動員者の連絡調整	
獣医師確保係	県外派遣防疫員、県内外獣医師の動員調整	
宿泊・搬送係	県外動員者の宿泊先調整及び動員者の連絡バス等の調整	107
畜産団体等調整班	関係団体との連絡調整 団体職員の動員調整、農家への情報提供	－
自衛隊連携班	自衛隊派遣要請、調整	47
資材班	資材班各係の総括	99
機材調達係	防疫機材（重機、投光器、テント、簡易トイレ等）の手配	101
資材調達係	防疫資材の手配先の調整、現地資材班との連絡調整	
移動制限・消毒ポイント班	移動・搬出制限区域の設定・解除及び告示、消毒ポイントの現地本部との連絡調整	44
埋却支援班	埋却支援班各係の総括	169
埋却支援係	埋却地における埋却溝の面積算定等、掘削の支援	
用地確保支援係	埋却地選定及び確保の補助	

（3）口蹄疫現地対策本部

ア　目的

本病の初動防疫及びまん延防止措置を円滑に行うため、口蹄疫現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

イ　組織

現地対策本部は、図2－1（13ページ）及び図2－2（14ページ）に示すように、発生農場を管轄する西臼杵支庁、農林振興局（以下「支庁・振興局」という。）に設置し、支庁・振興局長を本部長とし、直属の現地企画班を設置する。また、家畜保健衛生所（以下「家保」という。）長を副本部長（防疫班）、農林振興局技術次長を副本部長（防疫支援班）として、現地における防疫措置の指揮・監督を行う。

なお、現地対策本部立ち上げに当たっては、必要に応じ、農政水産部次長が当該支庁・振興局に出向き、支援を行う。

また、本病がまん延し、現地対策本部では対応が困難な状況下では、発生が多発している市町村役場等に発生農場の防疫措置を行う現場本部（現地対策本部分室）を設置する。

ウ　市町村、関係団体等との連携

迅速かつ円滑に防疫措置を実施するため、現地対策本部に発生市町村及び関係団体等を参加させる。

また、発生市町村には連絡調整のために県職員を派遣する。（相互派遣）

エ　テレビ会議システムの活用

県対策本部と現地対策本部及び3家保にネット回線を利用したテレビ会議システムを設置し、情報伝達の迅速化と共有に努める。

平成22年川南町役場内に設置された現地対策本部分室

図２－１　現地対策本部の班編成

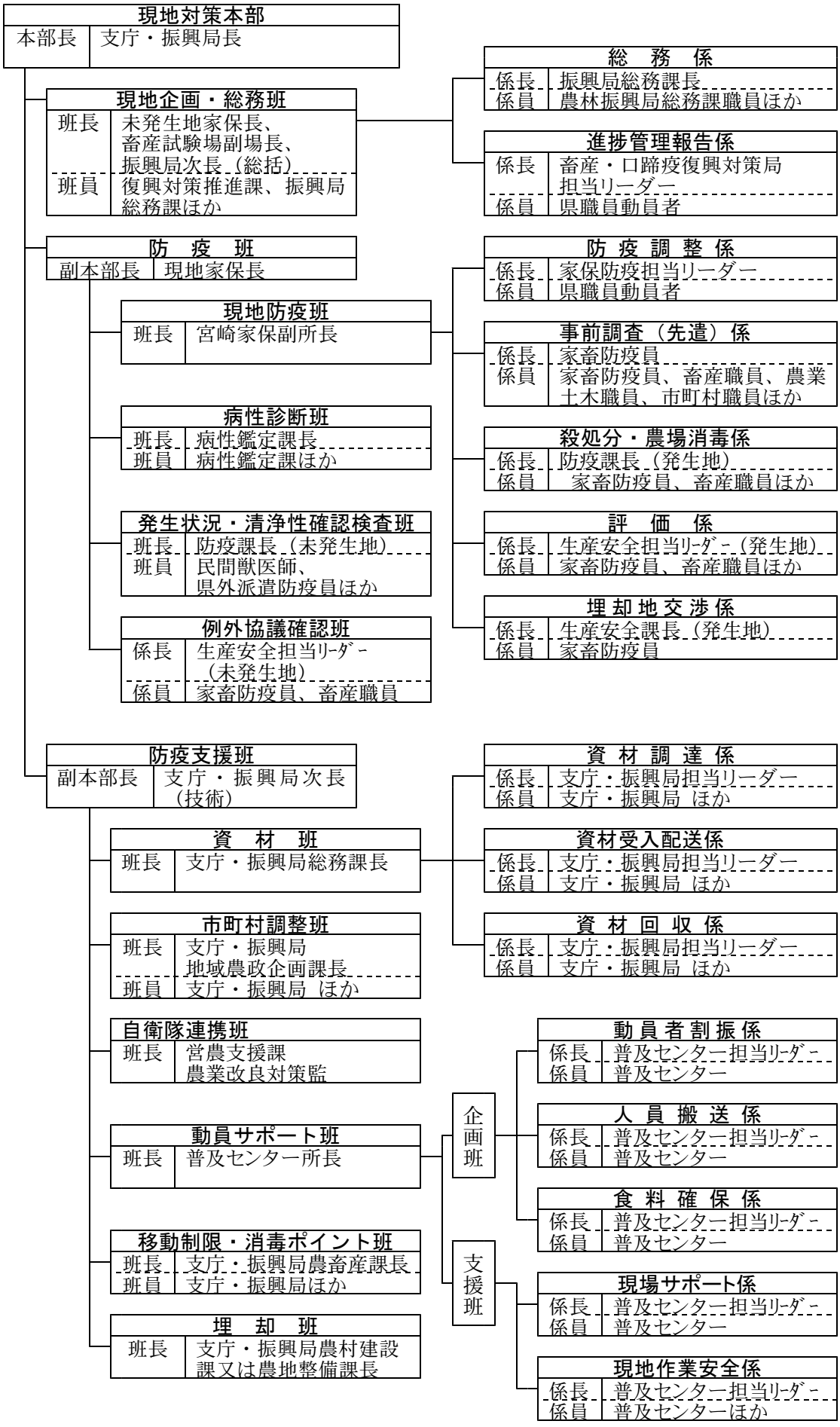

図２－２　現地対策本部に設置する班

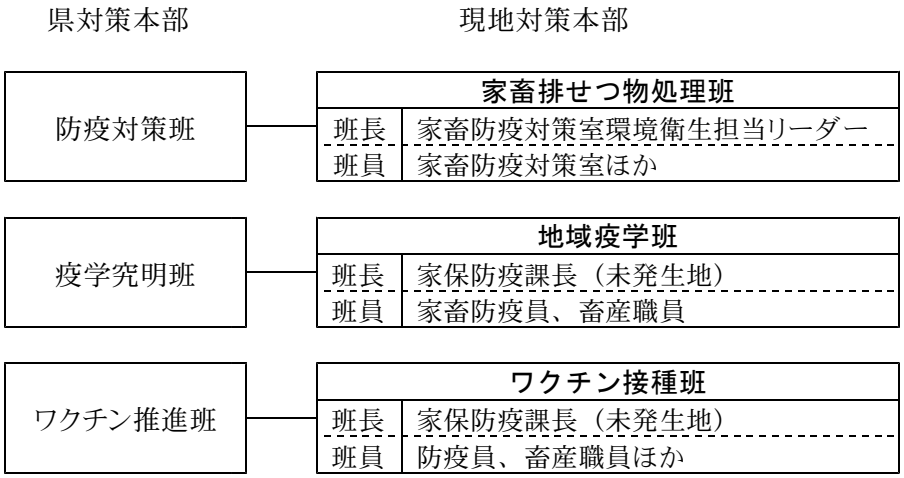

※　県対策本部（防疫対策班）の直轄とする「家畜排せつ物処理班」、「地域疫学班」を、また必要に応じ「ワクチン接種班」を現地対策本部内に設置する。
　ただし、現地対策本部に情報が来ないということがないように連携を図る。

※　現地対策本部には、多数の人が出入りするため、各班の班長や係長は、指揮命令系統が明確になるよう、色つき帽子や腕章などで区分しておく。
　また、発生農場の防疫措置にあっては、現場リーダーや畜産リーダーも同様に、防護服の色を変える等の工夫により、一目でリーダーと分かるようにしておく。

表3　現地対策本部各班における所掌事務

班・係名	所　掌　事　務	ページ
現地企画・総務班	現場における防疫方針の立案、進行管理	－
総務係	現地本部各班の連絡調整、道路使用許可等の調整	
進捗管理報告係	現場との進捗管理連絡、県対策本部への定期報告	－
防疫班	防疫各班、係の総括	－
現地防疫班	発生農場における防疫措置の進行管理	－
防疫調整係	農場における防疫リーダーとの連絡調整	－
事前調査（先遣）係	発生農場の防疫措置に必要な農場事前調査	125
殺処分・農場消毒係	発生農場における防疫措置	125
評価係	殺処分家畜、汚染物品の評価	150
埋却地交渉係	埋却地の選定、周辺住民・地権者への交渉	49
病性診断班	病性診断	65
発生状況・清浄性確認検査班	発生状況確認及び移動制限区域解除のための検査計画の立案、実行	166 188
例外協議確認班	移動制限区域内で死亡した家畜や糞尿の移動等例外協議に必要な農場安全確認	87
防疫支援班	防疫支援各班、係の総括	－
資材班	防疫資材の調達、運搬、回収の進行管理	99
資材調達係	防疫資材・機材の発注と在庫管理 車両、重機、テント、トイレ、CO_2ボンベ等機械の調達、運用	
資材受入配送係	防疫資材の検収と現場への配送	
資材回収係	防疫措置終了後の資材回収	
市町村調整班	市町村対策本部との連絡調整	－
自衛隊連携班	自衛隊との連絡調整	47
動員サポート班	動員サポート各係の総括	141
企画班	企画班の総括と連絡調整、ｻﾎﾟｰﾄ班編制、けが急病等の報告	
動員者割振係	動員者の受付、現場での作業の割り振り。けが、急病等の現地本部への連絡	
人員搬送係	宿泊施設等から集合場所、さらに現場までの送迎手配	
食料確保係	弁当などの発注、配膳、回収	
支援班　現場サポート係	発生農場テントにおける資材整理、補充、動員者のサポート	
移動制限・消毒ポイント班	消毒ポイントの運営 移動制限の特例措置確認	74 86
埋却班	殺処分家畜・汚染物品の埋却	164
家畜排せつ物処理班	家畜排せつ物の処理作業（ウイルス不活化）	192
地域疫学班	疫学関連農場の抽出及び立入調査	159
ワクチン接種班	ワクチン接種・予防的殺処分の企画立案、進捗管理	205

第3章　発生前の防疫対策　（「水際対策」、「畜産農家や関係者の防疫対策」、「早期発見・早期通報」）

■1　事前の防疫体制

1　県の対応

本病ウイルスは発生国から人あるいは物品を介して侵入する可能性が高いと言われており、国の輸入検疫強化による、いわゆる水際対策が最も重要である。しかし、東アジアの発生状況をみると、本病ウイルスの侵入を輸入検疫強化だけで防止することは難しくなってきている。このため、県は、一般県民を含めて、水際防疫に対する理解と協力、本病の発生防止に関する知識の普及・啓発、さらに、農場における「飼養衛生管理基準」の遵守指導を行い、口蹄疫の発生防止に努めるものとする。

（1）水際・公共施設等の消毒体制

本県と航空直行便があるアジア諸国及び九州以外の国内発生時は、空港・港、ホテル、ゴルフ場等での靴底消毒を依頼し、侵入防止に努める。

九州での発生時には、県境に消毒ポイントを設置する。また、主要駅、公共施設、大型商業施設、銀行・郵政公社に靴底消毒を依頼するとともに、宅配便や郵便配達等にも原則、農場内に立ち入らず、居住区での受け渡しを依頼する。

県内で発生した場合は、適宜消毒ポイントを設けるとともに、不特定多数の出入りのある施設においても靴底消毒の徹底を依頼する。

なお、警戒レベルに応じた消毒体制は表4（20ページ）のとおりとする。

（2）海外等での発生情報の伝達

海外における口蹄疫の発生情報については、動物衛生課から発出された文書を、家畜防疫対策室から、各市町村、関係団体等へファクシミリ等により迅速に伝達するとともに、県内の農家等に対して、家畜伝染病発生情報連絡システム（防災・防犯情報メールサービス）への加入を積極的に推進し、国内外における家畜伝染病の発生情報の発信を行う。

情報が県内農家の隅々までどのように周知されたかについて、家畜防疫対策室は適宜伝達方法について「農家への情報伝達に係る調査票」（様式１　21ページ）に基づき調査する。このため、市町村や関係団体にあっては、効率的に各農家まで周知できるよう普段から伝達の方法（ファクシミリ、電子メール、郵送、生産部会経由など）を整理しておくこととする。

（3）農家指導、研修会の開催

畜産農家の飼養衛生管理基準の遵守状況について、家保は、支庁・振興局、農業改良普及センターなど県の出先機関、市町村、NOSAI、JA 等の協力を得ながら、原則年 1 回農家巡回を行い、その把握に努める。なお、管理基準が遵守されていない農場については、指導、勧告、命令等を前提とした家保の立入指導を行う。

また、口蹄疫など海外悪性伝染病に関する研修会を、JA の各部会勉強会などを通じて、全ての畜産農家を対象に定期的に実施する。

(4)早期発見・早期通報体制及び病性診断のあり方

ア　県は農家に対して、日頃から本病の特性や侵入の危険性について周知するとともに、毎日、家畜の健康状態を観察し、早期発見に努めるよう指導する。また、家畜伝染病予防法第13条の2に規定する農林水産大臣が指定する症状若しくは本病を疑う症状（以下「本病を疑う症例」という。）があった場合は、速やかにかかりつけの獣医師又は最寄りの家保に通報するよう周知する。

イ　獣医師に対しては、自衛防疫指定獣医師研修会等を通じ、定期的に研修会を開催するとともに、日頃の診療時に異常家畜が発見できるように、本病の症状を周知する。（平成23年には口蹄疫の症例集「2010年に宮崎県で発生した口蹄疫の症状」を配布した。）

また、本病を疑う症例が認められた場合は、速やかに家保に通報するように義務づける。

ウ　獣医師あるいは農家等から本病を疑う症例の通報があった場合の病性診断は、原則現地家保3名に加え、宮崎家保病性鑑定課2名の5名で行い、明らかに口蹄疫の症状ではないと否定できるものを除いて、検査材料を海外病研究施設に送付する。

なお、送付に先立ち、不明疾病の現地調査票（163 ページ）と、症状の写真を動物衛生課に送信し検体を送付すべきかの判断を仰ぐ。

(5)関係機関・団体等との連携

発生及びまん延防止対策を迅速かつ適確に行うため、国、宮崎大学及び県庁各部局、県警察本部、市町村、県獣医師会、農業団体等の関係機関・団体は、日頃から情報の共有に努めるとともに、発生時の防疫措置の内容や実施時期、役割分担等を確認する。また、県は発生防止及び発生時において、全面的な支援体制を構築するため、関係団体・業界等と防疫協定を締結し、協定に基づいた協力が得られるよう日頃から連携を密にしておく。

2　市町村の対応

市町村は、発生防止のため県が行う水際対策や農家への情報伝達、研修会開催、さらに、畜産農家が遵守すべき「飼養衛生管理基準」に基づく立入指導等についても協力する。

3　農家の対応

家畜の飼養者は本病の侵入を防止するため、「飼養衛生管理基準」に基づき、農場出入り口での消毒を徹底するとともに、平時での農場に出入りのあった人、物品等に関する記録の保管、農林水産省や県のホームページ等に掲載される発生情報の収集など、日ごろから危機意識を持って侵入防止に努める。

飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則第21条において規定）は、平成 23 年 10 月 1 日に改正され、従来の 10 項目から、畜種別に、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊では、22 項目、豚、いのししでは 24 項目、鶏その他家きんで 25 項目、更に今回は新たに馬についても 16 項目が規定された。

主な内容を以下に示す。

1　衛生管理区域の設定：農場を徹底した衛生管理が必要な区域とその他の区域に区分すること。

2　衛生管理区域への病原体の持ち込み防止：衛生管理区域へは不要不急な者の立入を制限するとともに、入場車両や入場者に対して消毒をさせること。この場合、豚では衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置すること。また、他の畜産施設等で使用した物品等を持ち込む際には、洗浄又は消毒を行うこと。

3　衛生管理区域の衛生状態の確保：畜舎など衛生管理区域内にある施設、器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒すること。また、家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。

4　家畜の健康状態と異状が確認された場合の対処：毎日の健康観察を行うとともに、農林水産大臣が指定する特定症状を呈していることを発見した場合は直ちに家畜保健衛生所に通報すること。また、その際、農場から家畜及びその死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を行わないこと。

5　埋却等の準備：埋却の用に供する土地の確保を講じること。

6　感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管：衛生管理区域に立ち入った者の氏名、住所又は所属、立入年月日及び立入目的、導入家畜の種類、頭数、導入元農場の名称及び導入年月日、出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、出荷又は移動先及び年月日等について記録を作成し、少なくとも1年間保存すること。

7　大規模所有者に対する追加措置：家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の配置と、従業員が特定症状を発見した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを作成し全従業員に周知すること。

踏み込み消毒槽

車両消毒装置

なお、以下に平成 23 年 4 月 4 日付けで交付された「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の一部を抜粋記載する。

改正に当たっては、防疫の観点から畜産農家が負うべき義務として、これまで以上に厳しい遵守事項が定められた。

（飼養衛生管理基準）

第12条の3　農林水産大臣は、政令で定める家畜について、その飼養規模の区分に応じ、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理（（中略）土地の確保その他の措置を含む）の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2　飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

（定期の報告）

第24条の4　飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、農林水産省令の定めるところにより、その飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養にかかる衛生管理の状況に関し、農林水産省令で定める事項を当該家畜の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

（予防のための自主的措置）

第62条の2　家畜の所有者は、その飼養している家畜につき家畜の伝染性疾病の発生を予防し、当該家畜に起因する家畜の伝染性疾病のまん延を防止することについて重要な責任を有していることを自覚し、家畜の伝染性疾病の予防のために必要な消毒その他の措置を適切に実施するように努めなければならない。

（農林水産大臣の指定する症状を呈している家畜の届出義務）

第13条の2　家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見したときは、（中略）その所有者は、農林水産省令で定める手続きに従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所有地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

（手当金）

第58条　国は、次に掲げる動物又は物品の所有者（中略）に対し、それぞれ当該各号に定める額（中略）を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

表4　畜産関連施設以外の水際消毒体制

フェーズ / 施　設	通常時	海外発生	国内発生	九州発生	県内発生
県庁内	本館、１号館で「消毒の日」に靴底消毒マット設置	本館、１号館、８号館に靴底消毒マット設置	本庁舎全ての出入口に消毒マット設置	本庁舎全ての出入口に消毒マット設置、外来駐車場と正門に車両消毒マット設置	
市町村庁舎	－	庁舎入口に消毒マット設置			
空港	国が国際線靴底消毒マット設置（ゴルフシューズ含む）	国の国際線靴底消毒マットに加え、国内線搭乗通路と空港ビル出入口に靴底消毒マット設置		国の国際線靴底消毒マットに加え、国内線搭乗通路と空港ビル出入口に靴底消毒マット設置、車両消毒マット設置	
主要港	外航船舶の乗員乗客対象に下船時靴底消毒の実施	外航船舶関係者全員の靴底消毒、外航船舶着岸埠頭に出入りする車両の消毒、カーフェリー乗員乗客の下船時靴底消毒		左記に加え、外航船舶着岸埠頭以外でも出入り車両の消毒、	
ホテル	－	靴底消毒マット設置			
ゴルフ場	－	靴底消毒マット設置（ゴルフシューズ消毒含む）			
鉄　道	－			主要駅に靴底消毒マット設置	
幹線道路	－			県境に車両消毒ポイント設置	移動制限区域及び主要箇所に車両消毒ポイント設置
公共施設	－			靴底消毒マット設置	
大型商業施設、銀行、郵政公社	－			靴底消毒マット設置	
宅配・郵便配達	－			農場内に立ち入らず住居区での受け渡し（農場設置の踏込消毒槽利用）	
その他不特定多数が集まる所	－				靴底消毒マット設置

※　海外とは、本県と航空直行便があるアジア諸国を示す。
県の施設及び幹線道路の消毒ポイントは県が設置し、空港、主要港、ホテル、ゴルフ場などその他の施設は、消毒マット等の設置を依頼する。
県の出先庁舎（西臼杵支庁、支庁・振興局、農業改良普及センター）は、1号館の対応に準ずる。

様式1

農家への情報伝達に係る調査票

宮崎県農政水産部畜産課
家畜防疫対策室　防疫担当　宛て
FAX：0985-26-7329

所　属：
担当名：

以下について、◯ で囲むか記入をお願いします。

1　県からの情報を畜産農家へ連絡しましたか。

全ての農家　　一部の農家(　　)　　連絡していない

2　連絡した畜産農家戸数

対象農家戸数　　牛：　　戸　豚：　　戸　鶏：　　戸

連絡済農家戸数　牛：　　戸　豚：　　戸　鶏：　　戸

3　畜産農家への連絡をどのように行いましたか。(複数回答可)

電話　　FAX　　防災無線　　広報車　　広報誌　　訪問

農協等の団体を通じて　　その他（　　）

4　畜産農家への連絡が終了した日時

月　　日　　時　　分

5　その他特記事項

4　その他畜産関係車両、レンダリング業者の対応

農場へ出入りする車両は、農場の衛生管理区域入口で動噴等で念入りに消毒を行い、（小規模農場では衛生管理区域出入り口に車両消毒のための動噴が設置されていない場合もあるため、手押し式の消毒薬噴霧器等を車載することを心がける。）農場毎に専用の作業着、長靴を着用して作業にあたる。作業後は、車両、使用した器具機材、長靴、運転席及び手指の消毒を行う。

また、レンダリング業者にあっては、死亡畜の受け取り場所を可能な限り農場外とし、車両を農場内に入れないようにする。さらに、死亡畜を積み込んだ後は、当該場所を入念に消毒する。

なお、それぞれの業者毎に会社独自のマニュアルを作成し，発生及びまん延防止に資すること。

■2　段階（フェーズ）毎での防疫対応

口蹄疫の海外あるいは国内の発生状況に応じて、以下のフェーズにより口蹄疫ウイルスの侵入防止に努める。

（1）**フェーズⅠ**：韓国や台湾などの近隣諸国で発生がない状況

ア　家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守するよう県、市町村、関係機関・団体が一体となって農家の啓発指導を行う。

イ　定期的に研修会を開催するなどして、市町村やJAのほか、飼料運搬関係者やレンタリング業者も含めた畜産関係者に口蹄疫発生防止のための啓発指導を行う。

（2）**フェーズⅡ**：韓国や台湾などの近隣諸国で発生している状況

ア　近隣諸国での発生状況を素早く的確に県内全ての農家へ情報発信する。

イ　県域及び地域の防疫会議や研修会を開催し、農家に対して畜舎消毒や関係者以外の農場の衛生管理区域への立ち入り制限など防疫の徹底を指導する。

（3）**フェーズⅢ**：国内で発生している状況

ア　正確な情報を素早く県内全ての市町村、関係機関・団体、畜産農家に情報伝達を行うとともに、下記事項について厳重な防疫体制を徹底させる。

イ　家畜防疫員が必要に応じて農家の立ち入り指導を行う。

ウ　防疫資材の確認と必要な資材の確保に努める。

エ　防疫協定締結団体と重機手配等の所要の連絡調整を行う。

オ　畜産農家は、衛生管理区域出入り口で全ての車両消毒を徹底し、厳重な防疫体制を図る。

（4）**フェーズⅣ**：隣県で発生している状況

上記アからオに加え、

ア　県境沿いに消毒ポイントを設置する。

イ　畜産農家は不必要な外出をできるだけ控える。

（5）**フェーズⅤ**：本県で発生している状況

本県での発生時には、迅速な防疫措置とまん延防止を本マニュアルに基づき実施する。

■3 「迅速で徹底した防疫措置」を行うための事前の準備

(1)防疫措置における関係機関の役割分担

本病発生時において、県は畜産農家にかわり、発生農場における飼養家畜の殺処分や汚染物品の埋却、農場消毒を実施するとともに、移動制限区域の設定や消毒ポイントの設置等の防疫措置を行う。

また、市町村は、現地対策本部と連携し、県が行う防疫措置への支援と地域住民対策を、さらに農協等の関係団体は、県及び現地対策本部と連携し、防疫措置への支援を行う。

なお、具体的な役割分担については、次のとおりとする。

(2)県の役割

ア　防疫従事者の確保

ａ　獣医師

防疫指針に基づく24時間以内の殺処分を円滑に進めるために、県は、農業共済組合連合会と防疫協定に基づき、初動における獣医師の確保に努めるとともに、毎年協定に基づく派遣内容や協力体制について確認する。

また、国から派遣される獣医師を含む緊急支援チームと連携について確認する。

ｂ　現場リーダー

現場リーダーは、家畜防疫員の他、県の出先機関（支庁・振興局、畜産試験場）に所属する畜産職から動員する。

なお、現場リーダーは、発生農場への先遣隊の役割を担うとともに、実際の防疫作業時には、動員者への作業内容の説明や作業の進捗状況の把握に努めなければならない。このため、動員者と一緒に作業を行うのではなく、広く現場を見渡し、万一動員者が負傷した場合にも迅速な対応が取れるよう心掛ける。さらに、農場内では重機類が重要な作業を担うことから、重機や車両の扱いについても一定の知識を得ておくことが必要となる。

また、多発期において、現場リーダーに不足が生じた場合には、国、都道府県、市町村、さらに関係団体等の技術職員にも現場リーダーとして派遣を要請する。

ｃ　保定員

家畜の扱いに慣れた県職員（畜産職）や経済連畜産部等から動員する。動員に際しては、牛、豚どちらの家畜の扱いに慣れているかを確認して派遣要請する。また、国から保定員を含む緊急支援チームが派遣される。

なお、多発期において保定員に不足が生じた場合には、防疫措置終了後一定期間（2週間）経過した発生農場主あるいは従業員についても、保定員として応援を要請する。

イ　防疫資材の確保、備蓄及び担当者

ａ　防疫資材の確保、備蓄

各家保は、日頃から一定の飼養規模（牛100頭、豚2,000頭程度）での発

生を想定し、迅速な防疫作業に対応できるよう必要な資材を備蓄するとともに、防疫資材在庫管理一覧表（表5　25ページ）を作成し、在庫管理を行う。その際、使用期限のある資材については、使用期限毎に管理し、定期的に更新できる体制を整えておく。

また、想定規模を超える発生によって資材が不足する場合や備蓄には不向きな資材を速やかに確保するため、防疫資材緊急調達先一覧表（表6　26ページ）を作成するとともに、定期的に取扱業者及び担当者の緊急連絡先（携帯番号）の更新を行っておく。

なお、消毒薬など発生後に注文が殺到し、調達が困難となることが予想される資材（長期保管が可能なものに限る）については、用途、使用期限等を考慮し、随時備蓄に努めるとともに、国の備蓄資材や緊急時の拠出体制等について、国と情報を共有しておく。

また、備蓄する防疫資材等の定期確認時や、数量の増減、種類の追加、更新等があった場合には、管理状況一覧表を送信するなどして家畜防疫対策室へ随時報告する。

市町村、関係団体、農家、関係業者に対しては、消毒薬等の資材等の備蓄に対し助言、指導を行う。

家畜防疫対策室は、家保が行う資材等の確保、備蓄に必要な予算措置を講じ、使用期限のある資材等の更新に努めるとともに、取扱業者と連携し、緊急時の優先供給等に関する調整に努める。

b　担当者

平時における各家保の資材担当者は、生産安全課長の下、正副２名を配置し、資材等の管理を担う。

資材担当者は、初発時に備蓄資材を発生農場や現地対策本部等の資材集積拠点へ迅速に供給するため、県対策本部と連携して調達、配送準備、運搬車両の手配を行う。なお、資材班に係る業務全般（総括、調達・受入、配送、回収等）を家保から現地対策本部へ速やかに移行する。

ウ　重機の確保

a　発生農場内で使用する重機等は、発生管内の建設業協会及び建設業者（以下「建設業者等」）との防疫協定に基づき確保する。

※重　機：バックホウ、ダンプトラック、タイヤショベル、トレーラー、台車、フォークリフト、特装車、ユニック車

機　材：バルーンライト、鉄板

労務費：世話役、特殊運転手、一般運転手、普通作業員の4種

b　現地対策本部は市町村と連携し、建設業者等に重機等の手配を行う。（搬入場所、日時、台数）

エ　防疫フェンスの設置

a　発生管内の建設業者等と防疫フェンスの業務委託単価契約を結ぶ。

b　現地対策本部から建設業者等に防疫フェンス設置の依頼を行う。（設置場所、日時、数量）

表5　防疫資材在庫管理一覧表（様式）

個人防護具

防護服（L）	
防護服（LL）	
防護服（XXL）	
長靴（26 cm）	
長靴（27 cm）	
長靴（28 cm）	
ディスポ帽子	
ゴーグル	
マスク	
ゴム手袋（薄、青）	
ゴム手袋（厚、緑）	
軍手	
サンダル	
Tシャツ（L、XL	／
パンツ（L、XL）	／
くつ下	
カッパ	
布テープ	
ラッカースプレー（赤）	
黒マジックペン	
曇り止め	
カッター	

殺処分関係

炭酸ガスボンベ	
スノーホーン	
農業用ビニール	
キャリー	
レンチ、バルブ	
脚立（ガス殺用）	
電殺機（耐電装備、金ブラシ）	
発電機（コードリール）	
牛用麻酔（キシラジン製剤）	
豚用麻酔（ﾒｼﾙ酸ﾏﾎﾟﾗｼﾞﾝ製剤）	
注射針（18G、21G）	／
（ﾍﾞﾆｭｰﾗ、長針）	／
シリンジ（10～30ml）マイエル	／
パコマ（1、18L）	／
保定用ロープ（8～12 mm）	／
保定用頭絡（オモテ）	
豚保定用器具（ワイヤー）	
コンパネ、垂木、くぎ	
ラッカースプレー（白又は赤）	
農業用ビニール	
ブルーシート	
フレコンバック	
ロープ（8～12 mm）	／

設営、衛生関係

ブルーシート（防疫フェンス用）	
寒冷紗（防疫フェンス用）	
手指消毒（ビルコン）	
ハンドスプレー	
紙コップ	
キッチンタオル	
水タンク	
踏み込み消毒槽	
うがい薬（箱）	
バケツ（10～15L）	／
ハンドソープ	
トイレットペーパー	
ウエットティッシュ	
フレコンバック（0.5、1t）	／
ビニール袋	

清掃関係

一輪車	
角スコップ	
前かき	
竹ぼうき	

埋却関係

ブルーシート（埋却地用）	
ロープ（6～8 mm）	／
ロープ（8～12 mm）	／
ハンマー	
木杭（埋却4×50m、60本）	
カッター	
ヘルメット	
寒冷紗（埋却地防疫フェンス用）	
結束バンド	

動力噴霧機及び燃料

動力噴霧機	
水タンク（200～500L）	／
ガソリン缶（携行缶5～20L）	／
軽油缶（携行缶20L）	
取水用ホース（50m）	

消毒薬

クレンテ（1～50kg）	／
ビルコンS（5～10kg）	／
グルターZ　（5 L）	
ソーダ灰（25kg）	
消石灰（20kg）	

表6　防疫資材緊急調達先一覧表（様式）

	業者名	担当	電話番号	緊急連絡先（携帯）	ファックス	取扱物品名	備考
個人防護具、動薬、検査器具							
1						動薬、検査機器、検査消耗品	消毒薬取扱い
2						〃	
3						ゴーグル、防護衣、作業着等	
4							
消毒薬、石灰、動力噴霧機							
1						石灰、炭酸ソーダ	
2						〃	
3						動力噴霧機、発電機	
4						〃	
日用品、生活雑貨（ホームセンター等）							
1						工具、土木資材、雑貨	
2						日用品、雑貨、土木機器等	
3						〃	
4						農業用ビニール	
炭酸ガス							
1						炭酸ガス、気化器等	
2						〃	
運搬業者							
1						2t、4t、軽トラ	終日チャーター
2							
3							
4							
仮設テント、レンタカー							
1						テント、仮設トイレ、投光器	防疫ﾌｪﾝｽ設置
2						トラック、機器等リース	
3						レンタカー	
4							
埋却重機、家畜搬出（産廃業者、建設業者）							
1						市町村建設協会	
2						特装（深ダンプ）	
3							
4							

オ　埋却候補地の選定

本病発生時の埋却地の確保は、原則として畜産農家の責務であるが、畜産農家での対応が困難な場合は、県は市町村や国など関係機関等の協力を得て、埋却地の確保に努める。

このため、平時から、農家巡回等により、農場周辺で埋却地に適した自己所有地の有無を確認する他、公有地等の活用も含め、埋却地の選定を行っておくことが重要である。また、一定エリア内での同時多発に備え、公有地等を活用した共同埋却地の確保に努める必要がある。

なお、選定に当たっては、県は市町村と連携しながら推進し、農家の自己所有地以外を選定する場合には、畜産農家自らも積極的に、行政と一体となって、地権者等の理解を得る必要がある。

さらに埋却以外の焼却やレンダリング処理等についても検討しておく。

【埋却候補地の選定条件】

(a) 農場敷地内及び農場近辺を原則とすること
(b) 人家、飲料水、河川及び道路に近接しないこと
(c) 水源等がないこと
(d) 最低3m程度の深さの掘削が可能であること
(e) 埋却後3年間は掘削しないこと
(f) 機械、資材の搬入が容易であること
(g) 周辺住民及び地権者の理解と協力が得られること

カ　消毒ポイント候補地の選定

支庁農政水産課・各農林振興局農畜産課は、平時から、移動規制及び消毒設置場所（以下「消毒ポイント」という。）について、道路管理者等の関係機関と協議の上、候補地を選定しリストを作成するとともに、その候補地を管内地図へプロットし、あわせてゼンリン地図等の詳細地図を準備しておく。

また、候補地については、可能な限り、事前に土地使用に関する協定書等を交わすなど緊急時において即座に消毒ポイントとして利用可能な状態で準備する。なお、候補地については、後述する「消毒ポイントの考え方」（76 ページ）に基づき選定を行うものとする。

キ　伝染病発生地図表示システム（以下「防疫マップ」という。）の更新

本病発生時のまん延防止と迅速な防疫活動及びその被害を最小限に抑えるために、県内全農場の所在場所、飼養形態・規模等を常に把握しておく必要がある。このため、平時からこれらの情報を防疫マップに保管し、新たな情報の入力など定期的にデータの更新を図る。

この際、家保は、市町村と連携し、種々の農家調査等を利用して、データ更新を行う。

ク　発生市町村への連絡調整員の派遣

市町村との連携を強化するために、県対策本部は、直ちに県職員を連絡調整員として発生市町村へ派遣する。

(3)市町村の役割

市町村は、本病発生時に、県と連携して以下の役割を担うため、平時からその体制を整えておく。

(ア) 発生農家に対して、殺処分家畜及び家畜排せつ物、汚染物品等の焼・埋却方法の選択の助言、指導

(イ) 農場周辺の通行遮断の実施

(ウ) 焼・埋却地の選定に対する農家への指導・助言、市町村有地のリストアップ

(エ) 埋却の場合、掘削のための重機やオペレーター等の手配と埋却溝の掘削、埋却地における防疫フェンス設置の業者委託

(オ) 防疫従事者等の飲料水、食料(弁当)等の手配に係る支援

(カ) 清浄性確認検査等、種々の検査時の畜産農家への案内(同行)、車両の確保

(キ) 自主消毒ポイントの設置、給水等に係る消毒ポイント運営支援

(ク) 散水車での道路消毒

(ケ) 上記を行うための人員の確保

(コ) 地域住民に対する本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請等

(サ) 必要に応じ、県現場対策本部の場所提供

(シ) 県現地対策本部へ連絡調整員の派遣(相互派遣)

(ス) 現場リーダーへの協力

(4)関係団体の役割

畜産関係団体は、市町村の役割を補佐することとし、具体的には下記のような作業を受け持つ。

(ア) 団体関係者への本病の発生の周知及び防疫活動に対する協力要請、まん延防止対策の実施

(イ) 県及び市町村が実施する防疫措置への支援及び人員の確保

(ウ) 県現地対策本部へ連絡調整員の派遣

(5)隣県との情報の共有

県境を越えた迅速かつ的確な防疫対策を実施するためには、隣県との情報の共有が非常に重要である。九州、沖縄、山口９県は、「家畜防疫対策連携に関する申合せ」(以下「防疫連携申合せ」という。)を締結しており、この防疫連携申合せに基づき以下の情報を九州、沖縄、山口各県(以下「防疫連携県」という。)に提供する。

(ア) 情報提供のタイミング

原則として、海外病研究施設に病性鑑定を依頼したら、直ちに防疫連携県家畜衛生担当者に情報提供を行うとともに、病性鑑定の結果判明後も直ちに情報を伝える。

(イ) 情報提供の内容

症状、死亡頭数、発生疑い農場の概要(住所、家畜の種類、飼養形態)、病性鑑定結果判明予定時間

(ウ) 情報提供の方法

勤務時間内は、各県家畜衛生主任者にメール若しくはファクシミリで、勤務時間外は携帯電話等へ連絡する。

（エ）その他

県対策本部は、隣県で口蹄疫が発生した場合、発生県から本県に進入する車両の消毒を行うため、必要に応じて、県境付近に消毒ポイントの設置を検討する。

この際、関係市町村の協力も得ながら、必要に応じて道路の封鎖や通行規制を行うことにより、通行者の協力のもと、消毒ポイントへの誘導を行う。

また、県境を接した市町村で、防疫協定を締結している市町村は協定に基づき、その他の市町村は、機能的に行えるよう情報の共有を図る。

（6）防疫演習等の実施

平時から、発生時の対応等を関係機関等を交えて机上で訓練しておくことは、非常に重要であり、国が定期的に主催する全国一斉机上演習を実施することで防疫措置の検証を行う。

また、県独自で、毎年テーマを設け、農場の規模別、単発から散発発生のステージ別、農家密度の大小による演習等を企画し、継続して防疫演習を実施する。

（ア）国が全国一斉に行う机上演習

動物衛生課が発生農場を想定し、全国一斉に実施するもので、家畜防疫対策室が中心となり、県関係機関、市町村、団体等と連携し、実践に即した防疫演習を実施する。具体的には、制限区域を設定し、制限区域内農場数の確定や、防疫措置に従事する人員、資材、機材の必要数算定とその確保状況を確認する。

なお、防疫演習の成果等については、動物衛生課が検証する。

（イ）県が行う防疫演習

本病発生時に円滑な防疫措置が実施できるよう県、市町村、関係機関、JA等と連携し、実施時期を定めて毎年、病性診断、事前対応、確定後の防疫措置について実動を交えながら実施する。

演習の内容は、通報から2時間以内に家畜防疫員が農場立入を実施し、写真判定により、24時間以内に殺処分することを想定して、以下の対応を行う。

① 埋却地等の選定を地図情報システム、ゼンリン地図等を活用して行う。
② 制限区域の設定及び消毒ポイント設置場所の検討と必要人員の算出を行う。
③ 発生農場の殺処分、防疫措置に必要な人員、機材等を算出する。
④ 埋却地が登録されている農場については、その場所への移動経路、幅員等を再確認し、埋却機材等の確認を行う。
⑤ 埋却地が確保されていない農場については公有地等の活用を検討する。
⑥ 発生状況確認検査等に係る検査体制の確認を行う。
⑦ 各家保の備蓄資材の確認と不足する資機材等の発注先、担当者の確認を行う。
⑧ 資機材について、事前に把握している購入先、借入先により、資機材の確保を検討する。
⑨ その他、県対策本部及び現地対策本部内の各班の業務について、それぞれ担当班毎に作業の確認を行う。

第4章　防疫措置

■1　届出から防疫措置終了までのタイムテーブル（疑い症例で検査材料送付の場合）

	家畜防疫対策室等	現　地　家　保	支庁・振興局	市　町　村
1日目 13:00		異常家畜の通報（症状や発生状況等を十分に聞き取り疾病診断の有無を判断） ①病性診断班の編成 （現地家保3名、宮崎家保病性鑑定課2名） ②病性診断資材の準備 ③家畜防疫対策室長または防疫担当リーダーへ通報（指針別記様式1を作成し畜産課へ送信） ④当該市町村及び管内振興局へ連絡		
	①農政企画課課長補佐へ連絡 ②農政企画から部三役、二役、県警へ報告 指針別記様式1を受理、動物衛生課へ送信		家保から情報受理	家保から情報受理
13:30		農場へ出発		
14:00		病性診断の実施 ①症状の撮影及び検査材料採取（スワブ、血液） ②家保長へ状況報告 ③家保長から家畜防疫対策室へ報告		
	①動物衛生課及び海外病研究施設へデータ送信と協議			
16:30	②東京事務所経由で検体送付の手配	家保へ帰着 ①写真及び不明疾病調査票を畜産課へ送信 ②検体送付準備		
17:00	口　蹄　疫　の　疑　い　で　検　体　送　付　決　定			
	①二役・議会・関係部局への連絡 ②県警との調整 ③制限区域の設定、動員・資材の準備 ④管轄外の支庁・振興局、家保、県域関係団体への連絡 ⑤ 県内で開催中の畜産関係行事の自粛要請（セリ市、子牛検査、品評会、共進会等） ⑥ NOSAI 連、獣医師会へ初動殺処分の獣医師手配依頼 ⑦防疫連携県への連絡 ⑧移動制限に入る予定の偶蹄類飼養者へ移動制限通知の準備と 3km 内の偶蹄類飼養者へ移動自粛要請を家保に指示	①管内市町村・関係団体への連絡 ②緊急連絡会議（家保、支庁・振興局、当該市町村） ③通行遮断 ④当該農場（人・家畜）の隔離と消毒 ⑤農場の事前調査（先遣隊） ⑥備蓄防疫資材の確認 ⑦現地対策本部設置の準備 ⑧移動制限区域に入る予定の偶蹄類飼養者への移動制限通知の準備と 3km 内の偶蹄類飼養者への移動自粛要請等を市町村に依頼	①緊急連絡会議への参加 ②当該市町村対策会議（埋却地、消毒ポイント、通行遮断等） ③現地対策本部設置の準備	①緊急連絡会議への参加 ②通行遮断場所の設定 ③埋却場所の選定 ④動員者のリストアップ ⑤重機の手配準備 ⑥移動制限区域に入る予定の偶蹄類飼養者への移動制限通知の準備と 3km 内の偶蹄類

	⑨プレスリリース				飼養者への移動自粛要請
		病性鑑定課	防疫課		
17:20		宮崎空港(国内貨物運送場)へ出発	疫学調査の実施		
18:00		宮崎空港(国内貨物運送場)へ到着			
19:00	県対策本部の設置 県対策本部会議の開催			現地対策本部の設置 現地対策本部会議の開催	
	県対策本部各班は以下の準備を進める ①動員者の確保（獣医師、保定者他） ②資材の確保	①出発時刻の 1 時間前までに到着し、送付の手続	浸潤状況検査の準備		浸潤状況検査対象農場のリストアップ
19:30	③移動制限区域の公示 ④消毒ポイントの決定	②宮崎空港出発 ↓			
21:00	⑤動員者の現地送迎のためのバス確保	③羽田空港到着 検体を東京事務所職員が受け取り海外病研究施設に搬送 ↓			
23:00		④海外病研究施設に到着			
23:30		⑤検査開始（PCR)			
2 日目 5:30	検査結果判明（PCR 陽性） 口　蹄　疫　と　確　定				
	家畜防疫対策室からの連絡	現地企画班（もしくは家保）からの連絡			
	①農政企画への連絡 ・農政企画から二役、部三役、議会、県警への連絡 ・管外の県関係機関、県域団体への連絡 ②九州各県へ連絡 ③家保へ、移動制限区域内の偶蹄類飼養者へ移動制限内容の伝達を指示	①管内市町村、関係団体へ連絡 ②市町村を通じて、移動制限区域内の偶蹄類飼養者への移動制限内容の伝達を指示			
	県　対　策　本　部		現　地　対　策　本　部		
	総務班	各　班	防　疫　班	防疫支援班	
	①マスコミ対応 ②県内で開催中の畜産関係行事の		①農場の通行遮断 ②埋却地の決定	①消毒ポイントの運営準備 ②動員サポート体制の確認	

	中止要請 ③公共施設、空港、港、駅等の消毒の呼びかけ ④対策本部設置場所の確保 ⑤プレスリリースの準備		③資材調達 ④殺処分準備		③現地対策
8:00	プレスリリース				
9:00	県対策本部会議	①制限区域の設定 ②動員者手配 ③資材の準備（備蓄の確認と追加発注）			現地対策本部会議 ①消毒ポイント設置 ②移動制限の実施
	防　疫　措　置　開　始				
9:30 11:00 17:00	①マスコミ対応	①動員 ②資材手配 ③消毒ポイント等の後方支援	①殺処分開始 ②農場消毒 ③家畜の評価 ④埋却開始 ⑤評価物品の処理	発生状況確認検査 ①周囲1km農場及び移動制限内大型農場の目視検査、遺伝子検査、抗体検査 ②電話聞き取り等による、移動制限内農場の異常畜の有無の確認 ③移動制限内の残りの農場の目視検査	
3目 17:00	プレスリリース		防疫措置終了		
7日目 9:30	プレスリリース		移動制限解除のための清浄性確認検査開始		
23 日目	プレスリリース	移動制限解除の公示			消毒ポイントの撤去

■2　異常家畜等の発見通報から病性診断、検査材料の送付までの措置

(1)　獣医師等から通報があった場合は、家保は直ちに家畜防疫対策室（室長補佐・担当リーダー）に連絡するとともに、当該市町村及び支庁・振興局など県関係機関に連絡する。

また、防疫指針別記様式1を作成し、畜産課へ送信する。

完全に否定できない疑い症例①として、検体送付する場合は、改めて家保は管内市町村・関係団体へ連絡するとともに、緊急連絡会議を開催する。また、対象家畜の隔離や農場の消毒等を開始する。

一方、家畜防疫対策室は、農政企画課技術補佐に連絡し、農政企画課は、二役、部三役や県警、関係部局へ連絡する。

また、家畜防疫対策室は畜産課と連携し、動員・資材の確認等を行う。さらに、口蹄疫を疑う病性診断があったことを動物衛生課に報告し、防疫指針別記様式1を送信する。

なお、病性診断の結果、現場では否定したものの、確認のために検体送付する場合、症状の度合いにより次の2段階の対応を行うこととする。

検体送付②：家保は管内の関係者（必要最小限の市町村、団体）へ連絡し、当該市町村は埋却場所の検討、動員者・重機手配先のリストアップを行う。 家畜防疫対策室は、農政企画課技術補佐に連絡し、農政企画課から二役、県警等に連絡するとともに、獣医師や保定者などの動員者の確認と資材の確認を行う。なお、この場合は机上で準備し、実動を伴わないものとする。

検体送付③：二役、部三役への連絡のみとする。

また、否定した場合でも、翌日家畜防疫員による農場立入を行い、症状の進行状態の有無を確認する。

疑い事例での検体送付時の通報・連絡体制チェック表（①～③は検体送付の場合分け）

家畜防疫対策室

①	②	③	通　報　先
			復興対策局長
			復興対策推進課長
			畜産課長
			農政企画課課長補佐（技術）
			農村計画課計画調整担当
			地域農業推進課長補佐(技術)
			他家保（副所長・生産安全課長）
			東京事務所
		／	NOSAI連リスク管理指導C
		／	県獣医師会
			防疫連携県
	／	／	主な防疫協定締結機関・団体

農政企画課

①	②	③	通　報　先
			知事・副知事
			部長・次長
		／	議会
		／	県警
		／	対策本部各課

復興対策局

①	②	③	通　報　先
		／	その他支庁・振興局
		／	その他県内各市町村
		／	県域畜産関係団体

当該家保

①	②	③	通　報　先
			当該市町村
			関係支庁・振興局

病性診断検体送付時の対応フロー図

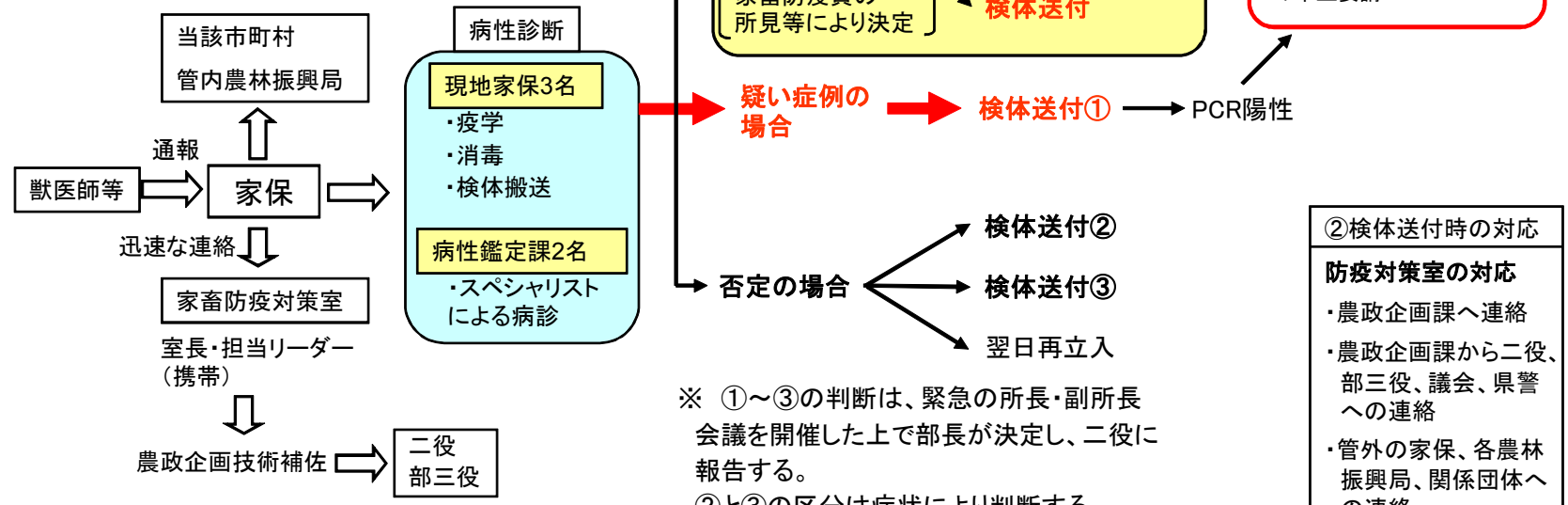

※ ①～③の判断は、緊急の所長・副所長会議を開催した上で部長が決定し、二役に報告する。
②と③の区分は症状により判断する。

①検体送付時の対応

家畜防疫対策室の対応

①農政企画課に連絡、同課から二役、部三役、 議会、関係部局、県警への連絡
②九州、沖縄、山口県（防疫連携県）への連絡

県対策本部の対応

①制限区域の設定、動員・資材の準備
②管外の県出先機関・関係団体への連絡
③県内で開催中の畜産関係行事の自粛要請
④家保、市町村を通じ、偶蹄類飼養者への移動自粛要請
⑤プレスリリース

現地家保の対応

①管内市町村・関係団体への連絡
②緊急連絡会議
③通行遮断
④農場（人・家畜）の隔離と消毒
⑤当該市町村対策本部会議
（埋却地・消毒ポイント・通行遮断等）
⑥当該農場の事前調査（先遣隊）
⑦市町村を通じ、偶蹄類飼養者への移動の自粛要請

当該市町村の対応

①埋却場所の選定
②動員者のリストアップ
③重機の手配準備
④通行遮断の時期・場所等の選定
⑤偶蹄類飼養者への移動の自粛要請

②検体送付時の対応

防疫対策室の対応

・農政企画課へ連絡
・農政企画課から二役、部三役、議会、県警への連絡
・管外の家保、各農林振興局、関係団体への連絡
・防疫連携県へ連絡
・動員者の確認
・資材の確認

家保の対応

・管内関係者へ連絡

市町村の対応

・埋却場所の検討
・動員者リストアップ
・重機手配先のリストアップ

③検体送付時の対応

・二役、部三役へ連絡

２　現地家保における対応

（1）異常家畜等の発生通報（１日目13:00～19:00）

家保は、獣医師又は農場主等から、下記の農林水産大臣が指定する症状を発見した旨の通報又は届出を受けたときは、直ちに家畜防疫員による立入検査を実施する。この際、病原体の拡散防止等に十分配慮した上で、農場へ立ち入るものとする。

ア　家伝法13条の2第1項に基づく届け出が必要な症状

（ア）①　39℃以上の発熱を呈した家畜が、

②　泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、

③　かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）を呈している場合

※　鹿にあっては、①及び③を呈している場合。

（イ）同一の畜房（単詞の場合にあっては、同一の畜舎）内において、その口腔内等に水疱等を呈している家畜が複数頭存在している場合。

※　単飼：1頭ごとに飼育することをいい、スタンチョンを用いた繋ぎ飼いを含む。

（ウ）同一の畜房内において、哺乳畜の半数以上が過去2日以内に死亡した場合（単飼の場合にあっては、隣接する畜房において、複数頭の哺乳畜が過去2日以内に死亡した場合）

※　上記の症状を呈している原因が、不適切な飼育管理、急激な気温の変化又は火災、風水害その他の非常災害等明らかな場合を除く。

イ　家畜防疫員及び家保の措置

（ア）通報者からの疾病状況聴取

届出を受けた家畜防疫員は、先ず電話口で「異常家畜の届け出を受けた際の報告」（防疫指針別記様式1　37ページ）により聞き取りを行う。

本病を疑う場合は、以下の緊急的な措置について通報者等に指示するとともに、家畜防疫員の到着予定時刻を伝える。

a 異常家畜の所有者に対する指導又は依頼事項

家畜防疫員が到着するまで農場内に留まること。

その他、注意事項（66ページ）については、立入検査終了後に説明する。

b 異常家畜を診断した獣医師に対する指導又は依頼事項

(a) 家畜防疫員が到着するまで、当該農場に留まること。

(b) 当該農場を退場する前に、ウイルスを飛散させないために、長靴、車両等を十分消毒する。また退場時は手指の洗浄及びうがいを行い、直ちに帰宅する。帰宅後は、更に車両、携行用具、衣類等の完全な消毒を行い、入浴して身体を十分に洗うこと。

(c) 異常家畜が口蹄疫でないと判明するまでの間、偶蹄類の動物の飼養施設

に立ち入らないよう依頼する。又、本病が確定した場合は、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないよう依頼する。

c　家保長及び家畜防疫対策室、関係市町村への報告

(a) 通報を受けた家畜防疫員は、所長、副所長にその概要を報告する。

(b) 病性鑑定課長又は病性鑑定担当リーダー（宮崎家保以外は防疫課長又は防疫担当リーダー）は、報告内容を確認の上、立入検査を実施する旨を家畜防疫対策室、当該市町村、管内支庁・振興局に連絡するとともに、報告内容を取りまとめ家畜防疫対策室にファクシミリ等で直ちに送信する。

(2)病性診断

家畜防疫員は、農場到着後、車両を当該農場の敷地外に駐車し、防護服を着用して農場に入り、病原体の散逸防止に注意しながら、的確な聞き取り（問診）、臨床目視検査及び病性診断のための採材を行う。

防疫指針別記様式1

異常家畜の届出を受けた際の報告

宮崎県〇〇家畜保健衛生所

1　届出受理年月日時間：　　年　　月　　日　　時　　分

2　届出者
　　氏　名：　　（職　　業：　　）
　　住　所：　　（電話番号：　　）

3　異常家畜の所在
　　住　所：　　（電話番号：　　）
　　所有者氏名

4　届出事項
　　（乳用牛、肉用牛、豚等の種類別、繁殖、育成又は肥育等の用途別に聞き取る。）
　　飼養頭数：
　　うち異常頭数：

5　おおまかな症状、病歴及び診療履歴等：

6　既に講じた措置

7　その他関連事項（疫学情報、個体識別番号等）：

8　届出者への指示事項：

9　届出受理者氏名：

10　処置
　　(1)　通報（時間）
　　所長：　　畜産課（家畜防疫対策室）：
　　(2) 現地調査
　　氏名：　　出発時間：

ア　病性診断

（ア）病性診断の準備

本病を疑う届出があった場合、病性診断用資材（表7　68ページ）を確認するとともに、発生農場の地図作成準備を行う。また、所有者に対して農場で待機するよう指示する。

なお、宮崎家保以外の家保は宮崎家保に病性鑑定課職員の出動を要請する。

（イ）出動

立ち入りは、原則、家畜防疫員3名（消毒、疫学、検体搬送）と病性診断班2名（宮崎家保病性鑑定課）で構成し、病性診断用資材及び消毒資材を携行して農場に急行する。

なお、発生農場が宮崎家保管轄以外で病性診断班が到着するまで時間を要する場合は、発生農場を管轄する家保において先に農場に立ち入り、聞き取り調査、臨床目視検査を実施する。

（ウ）病性診断

農場周辺に到着後、車は敷地外に駐車する。家畜防疫員は感染防護衣を着用し、病性診断を実施する。

病性診断の前に先ず、不明疾病の現地調査票（様式19 163ページ）により聞き取りを行う。

その後、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした臨床目視検査を行う。その際、すべての異常家畜（異常家畜が多数の場合は代表的な数頭）の病変部位をデジタルカメラで鮮明かつ十分に撮影する。

また、病性診断の手順に基づき、適切に材料を採取する。

否定して採材しなかった場合は、翌日再立入することを所有者に告げる。

（エ）農場における立入検査終了後の対応

立入検査を行った家畜防疫員は、本病が強く疑われる場合は、所有者に対し、次の事項について指示する。

○　口蹄疫という極めて伝染力の強い伝染病に似ていること。

○　確実な診断が得られるまでの間、偶蹄類以外の動物を含むすべての動物をけい留し、又は隔離するとともに、飼養場所の排水口は、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

○　当該家畜の飼養場所の出入口を1か所のみとし、消毒槽を設け、農場及び防疫関係者以外の立入を禁止すること。

○　応急的な消毒を行うこと。（人に対する消毒を含む。）

○　農場の出入口に踏み込み消毒槽を設置し、さらに、石灰を散布するなど、農場の周辺も消毒を行う。

○　畜舎をブルーシート等で覆い、ウイルスの散逸防止に努める。

○　急病等の緊急かつ止むを得ない場合以外は外出せず、さらに農場の物品を外に持ち出さないこと。また、止むを得ず外出する場合は十分に消毒し外出すること。

○　当該家畜の生乳、精液等の生産物及び家畜排せつ物、敷料等は他の家畜、

人及び物と絶対に接触させないこと。

（オ）病性決定後の作業の説明

○　検査結果が出たら家保から直ちに連絡する旨を伝える。（連絡先の確認）

○　陽性の場合は、殺処分等の防疫措置が実施される旨、その詳細内容（評価、殺処分、埋却、消毒等）を説明する。

○　手当金申請に必要な書類等の保管を指示する。

○　陰性の場合であっても、当分の間、経過観察となることを告げ、病状の進行、他の家畜への症状の広がり等異常があったら、速やかに報告するように依頼する。

（カ）病性診断終了後

農場主に前述の指示事項を告げたら、検体搬送者と病性診断班は、消毒し農場外へ退出する。

なお、消毒担当と疫学担当は、農場に留まり農場消毒、疫学調査を実施する。

（キ）家保長への報告

○　病性診断班は、検査終了後直ちに、発生概要、立入検査結果及び農場で実施した措置等を家保長に電話で報告する。また、必要に応じて消毒班の動員要請を行う。

○　家保長は、病性診断班の報告内容を家畜防疫対策室、関係支庁・振興局及び市町村へ報告する。

（ク）家保帰所後の措置

○　病性診断班は、帰所後、検査材料の入った容器を消毒した後、ウイルス担当に渡す。ウイルス担当は、検査材料を受け取り海外病研究施設への材料送付の準備を行う。（検体送付については、74ページ病性診断材料送付に係る手続きを参照）

○　農場に持ち込んだ病性診断資材、車両の消毒を行い、シャワーを浴び身体を十分に洗う。

○　不明疾病の現地調査表、採材検体リスト、写真の編集、農場までの地図、農場の見取り図等をまとめ、家保長へ報告する。病性鑑定課長又は病性鑑定担当リーダーは、立入検査結果を速やかに取りまとめ家畜防疫対策室へ電子メールで報告する。

（ケ）検体送付

海外病研究施設への病性診断材料は持ち込みが原則となるため、空港貨物扱いで空輸し、羽田空港で東京事務所職員が受け取り、海外病研究施設へ持ち込む。

３　家畜防疫対策室における対応

家畜防疫対策室は、家保から病性診断へ出向く旨の連絡を受けたら、前述34ページのフロー図に従い、関係者への連絡を行う。

なお、フロー図の検体送付時の①（疑い事例）又は②、③（否定の確認）のいずれで送付するかは、病性診断班の報告を踏まえ、テレビ会議システムを活用した緊急所長・副所長会を開催した上で農政水産部長が決定することとし、その内容を二役に報告するものとする。

(1) プレスリリース

①（疑い事例）で検体を海外病研究施設へ送付する場合は、その旨公表する。その際、発表の概要中、農場の住所については市町村名までとする。

②及び③（否定の確認）で検体送付する場合は、プレスリリースは行わない。

(2) 動員者及び資材の確認（否定確認時の対応）

検体送付②（否定の確認）のために検体送付する場合、動員者（獣医師・保定者等）の確保及び防疫資材の確認については、実動を伴わない机上での作業とする。

■3　検査材料の送付（疑い症例）から病性決定までの措置（1日目19:00～2日目5:30）

1　現地家保における対応

(1)通行遮断

原則として、農場に隣接する道路2ヶ所に設置する消毒ポイントの場所を確保し、農場周辺への通行を遮断する。また、まん延防止のために必要な場合に限り、発生農場周辺の道路を一定期間封鎖することとする。法に規定されている上限の72時間を経過した後も通行の制限又は遮断を継続する必要がある場合には、道路管理者等との協議を行い、必要な通行の制限が確実に実施できるよう、あらかじめ調整する。

その際、家畜防疫対策室へ連絡し、発生現地を管轄する警察署へ道路封鎖の協力を求める。（家畜防疫対策室は、場所及び遮断箇所数を県警の警備第2課へ連絡し、協力を要請する）

なお、異常家畜の検査結果が判明するまでの間は、上記通行遮断場所での遮断は協力要請とする。

通行制限又は遮断の手続きは、家畜伝染病予防法施行令第 5 条の規定に基づき行う。（防疫指針 29 ページ）

(2) 防疫措置の準備

ア　事前調査係（先遣隊）からの情報を元に殺処分方法等を検討する。また、家畜防疫員の必要人数を把握するとともに、重機や車両は、種類、台数等を検討し、市町村等に手配を依頼する。

イ　緊急防疫会議（県関係機関、市町村等）の準備を行う。

ウ　現地対策本部の設置準備を行う。

エ　防疫資材の備蓄量を確認し、不足資材をリストアップする。

オ　緊急用電話、FAX、携帯電話、連絡用車両の必要数を確認する。

(3)疫学調査

地域疫学班は、病性診断班が聴取した疫学関連農場等を確認し、追跡調査を実施する。

(4)発生状況確認検査の実施

①　電話調査

県は、患畜又は疑似患畜の判定後直ちに、市町村と協力し、移動制限区域内の家畜の所有者を対象に、電話等により異常家畜の有無を確認する。なお、この

確認は移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

② 立入検査

ア 発生状況・清浄性確認検査班は、発生農場から半径1km内の農場及び10km内にある大型農場（牛200頭以上及び豚3,000頭以上）を市町村に確認してリストアップし、必要資材、家畜防疫員、案内人、車両等の確保が出来次第、原則として24時間以内に発生状況確認検査を実施する。

イ アの検査に引き続き、アの検査の対象外となった移動制限区域内の全ての農場に立ち入り、臨床検査を実施する。なお、当該検査は、原則として同心円状に発生農場から近い順に実施する。

2 県庁における対応

(1)関係部署等への連絡・通報

庁内の関係部署、その他関係機関への連絡は、それぞれ以下のとおり行う。

連 絡 者	連 絡 先
防疫担当リーダー 家畜防疫対策室長補佐	家畜防疫対策室長 他家保（副所長若しくは生産安全課長） 復興対策推進局長、 畜産課総括補佐及び技術補佐、 農政企画課課長補佐（技術） 地域農業推進課課長補佐（技術） 農村計画課計画調整担当リーダー 危機管理課危機管理担当リーダー NOSAI連リスク管理指導センター、県獣医師会
畜産課課長補佐(総括)	畜産課長、復興対策推進課課長補佐（総括）
復興対策推進課 課長補佐（総括）	復興対策推進課長、復興対策推進課長補佐（技術）
復興対策推進課及び 畜産課課長補佐(技術)	自課各担当リーダー
農政企画課課長補佐 （技術）	農政水産部長、総括次長、農政次長 知事、副知事、議会
農政企画課企画調整担当リーダー	関係部局連絡調整課、県警本部、 支庁・振興局、対策本部各課

(2)県対策本部の設置と会議の開催

検体送付を決定した時点で、直ちに県対策本部を設置するとともに、県対策本部会議を開催する。また、病性が決定した場合に迅速に対応できるよう、各班は、役割分担について確認し、準備に入る。

(3)移動制限、搬出制限の設定

原則、当該農場から半径10kmの範囲を移動制限区域、半径20kmの範囲を搬出制限区域とし、状況によっては、国との協議により範囲を拡大・縮小する。県対策本部移動制限・消毒ポイント班は、防疫マップ上で円を引き、それをもとに地図上に円を引く。字単位については、市町村に最終的に確認し、制限区域の設定を行う。

(4)移動制限区域内の農場の抽出、大型農場の抽出

県防疫対策班は、制限区域が設定されたら、区域内の農場を抽出する。口蹄疫防

疫指針に基づき、臨床検査及び抗原検査・抗体検査の対象となる半径1㎞以内の農場及び大型牛農場（200頭以上）、大型養豚場（3,000頭以上）についてもあわせて抽出する。

（5）動員者のリストアップ

県対策本部動員班は、発生農場における防疫措置に必要な人員を、あらかじめ農政水産部内各課の防疫従事予定者から必要人数を確保する。なお、発生規模により、部内で対応できない状況下では、庁内各部局に対し防疫従事予定者一覧から応援を要請する。

（6）消毒ポイントの設置準備

県対策本部移動制限・消毒ポイント班は、防疫マップにより出力した移動制限区域、搬出制限区域を示した地図を家畜防疫対策室より入手し、消毒ポイントを設置すべき場所を現地移動制限・消毒ポイント班に伝達する。その際、後述する「消毒ポイントの考え方」（76ページ）に基づいて、先ず当該農場を中心に概ね半径1km地点、移動制限区域、搬出制限区域のそれぞれ境界付近に設置するよう指示する。

さらに、設置場所及び設置数は、市町村と調整し事前に選定した消毒ポイント候補地を基本に、発生状況及び地理的条件等を踏まえた上で、現地移動制限・消毒ポイント班と協議し決定するが、制限区域内及びその境界付近の高速道路のインターチェンジについては、農林水産省から国土交通省への要請を確認した上で、高速道路管理者に依頼する。なお、これら全ての消毒ポイントの運営等については、県警察本部に協力要請を行う。

（7）家畜市場の閉鎖に伴う協議

県対策本部移動制限・消毒ポイント班は、県内全ての家畜市場の閉鎖要請を行うとともに、確定後の対応について関係機関と協議する。

3　当該市町村の対応

病性診断を実施した家保から疑い事例で検査材料を海外病研究施設に送付するとの報告を受けた市町村は、現地対策本部と協議の上、直ちに以下の準備を行う。

○　市町村口蹄疫対策本部（以下、「市町村対策本部」という。）の設置時期の確認及び集合場所、資材置き場、現場本部設置場所の確認。

○　初動防疫時の市町村の役割の確認。

○　通行遮断の時期及び場所、対応方法の確認。（現地対策本部に協力）

○　殺処分家畜及び家畜排せつ物、汚染物品等の焼・埋却方法の確認及び埋却地の選定。（現地対策本部に協力）

○　消毒ポイント設置場所の検討（現地対策本部に協力）。

○　当該農場の緊急消毒への協力。

○　本病以外で死亡した家畜死体のストックポイント設置場所の検討。

○　埋却時の重機やオペレーター等の手配。

○　移動及び搬出制限区域（予定）に含まれる字単位での区域設定。

○　移動及び搬出制限区域（予定）の偶蹄類飼養者等への情報の提供と移動制限通知の準備。なお、3km以内農場に対しては、移動自粛要請の連絡を行う。

特に1km以内の農場に対しては、確定後、発生状況確認検査で家畜防疫員が立入する旨の連絡をあわせて行う。

○　管内畜産農家での通常以上の防疫対策の強化・再点検の周知準備。

○　関係団体への情報提供

４　その他の市町村の対応

その他の市町村のうち、本病確定後に、移動及び搬出制限区域となることが予想される市町村については、家保から「口蹄疫を疑い、検査材料を検査機関に送付する。」との情報に基づき、直ちに以下の準備に着手する。

また、それ以外の市町村については、県あるいは家保からの情報に基づき、畜産農家へ発生防止対策の周知に努める。

（1）制限区域の設定

移動制限、搬出制限区域（予定）に含まれる字単位での区域の設定

（2）情報提供と移動の自粛

移動および搬出制限地域に入る偶蹄類農場を確認し、情報提供と移動の自粛要請の準備

管内畜産農家への情報提供と防疫対策の強化・再点検の指導。

（3）消毒ポイント運営のための動員の把握

確定後から運営される消毒ポイントの動員者リストの作成

病性決定までの措置に係るチェック表

ﾁｪｯｸ	作　業　業　内　容	担当部署
	発生農場の見取り図作成（畜舎レイアウト等）	家保
	発生農場周辺の地図（通行遮断場所の特定）	家保
	埋却予定地及び周辺の地図	家保
	制限予定区域全域の地図	防疫対策室
	移動制限区域境界（字界）の決定	市町村
	搬出制限区域境界（字界）の決定	市町村
	移動制限区域内農場リスト作成	家保・市町村
	搬出制限区域内農場リスト作成	家保・市町村
	発生農場から1 km 以内農場のリストアップ	家保・市町村
	移動制限区域内大型農場のリストアップ	家保・市町村
	消毒ポイントの設定（農場から1km付近）	支庁・振興局・市町村
	消毒ポイントの設定（10km 付近）	支庁・振興局・市町村
	消毒ポイントの設定（20km 付近）	支庁・振興局・市町村
	現地対策本部の場所の決定	支庁・振興局
	動員者集合場所の決定	支庁・振興局・市町村
	防疫資材置き場の決定	支庁・振興局・市町村
	防疫資材のチェック （防護服、マスク、グローブ、ゴーグル等）	家保
	殺処分資材のチェック	家保
	埋却用資材のチェック	家保
	消毒ポイント用資材（消毒薬・動噴等）のチェック	振興局
	動員者のリストアップ（殺処分・保定）	県動員班
	動員者のリストアップ（埋却・清掃・消毒）	県動員班
	重機の手配（農場で使用）	県資材班
	その他リースの手配（テント・照明・トイレ等）	県資材班
	重機の手配（埋却地で使用）	市町村

■4　病性決定時の措置（2日目5:30）

1　県対策本部の対応

（1）団体、農家等への情報提供

総務班は、患畜または疑似患畜と診断され、本病が確定されたら、速やかに県内各市町村、県域の農業団体及び「九州、沖縄、山口9県における家畜防疫対策連携に関する申合せ」に基づき、九州、沖縄、山口各県（防疫連携県）に連絡する。

また、家畜防疫対策室から連絡を受けた家保は、市町村や農業団体等の協力を得て、全ての偶蹄類飼養者へ本病発生に係る情報を確実に伝えるとともに、飼養者における防疫対策の強化や異常家畜の早期発見、早期通報を行うよう義務づける。

（2）公表（プレスリリース）

報道・取材対応係は、発表の概要（発生農家については、原則、地番まで本人の同意を得た上で公表）及び防疫措置、今後の防疫方針等について、動物衛生課と内容や公表の時間を調整し、国と県が同時に公表するものとする。

なお、公表後、関係部局・県警察本部・県議会・市町村及び関係団体（巻末別添　216ページ）に通知（ファクシミリ等による送信）するとともに、防疫活動への協力要請を行う。

また、発生農場での殺処分の進捗状況など情報を集約し、必要に応じて随時マスコミに資料を配布する。

なお、畜産農家・防疫連携県・市町村・関係団体等への発生農家の位置情報については、防疫マップで表示したものを添付し提供するものとする。

県民及び関係団体に対しては、「口蹄疫の感染の拡大の状況に応じた県民への協力要請について」（巻末別添 228 ページ）に基づき、フェーズに応じた協力を要請する。

防疫マップによる表示例

（3）制限区域の告示

県移動制限・消毒ポイント班は、制限区域の境界を定めるために、移動制限ライン、搬出制限ラインがわかる地図を家畜防疫対策室より入手し、現地移動制限・消毒ポイント班に伝達する。現地移動制限・消毒ポイント班は該当する地域を所管する市町村へ伝達し、当該市町村は、境界を設定後、現地対策本部を経由して県対策本部に報告、報告を受けた県移動制限・消毒ポイント班は、法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条に基づき行政経営課と連携し速やかに告示の手続きを行う。また、その内容について速やかに畜産関係機関に報告又は通報する。

なお、境界の設定については、市町村等の行政単位または道路、河川、鉄道等その他境界を明示するのに適切と判断されるもので定める。

また、関係市町村は、本病決定後から告示するまでの間に、区域内の偶蹄類飼養

者へ速やかに連絡し、実質的にその効力が発揮されるように周知する。

その他の規制及び制限事項については、国の防疫指針に準じて実施する。

なお、制限区域に入ったと畜場の処理は、移動制限公示日前日搬入分までとする。

(4)制限区域の解除

移動制限区域及び搬出制限区域は、次の用件のいずれにも該当する場合に解除する。

1) 移動制限区域内のすべての発生農場の防疫措置の完了（と殺、死体の処理及び農場の消毒が全て完了していることをいう。以下同じ。）後10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過していること。

(5)制限の対象

1) 生きた家畜

2) 発生農場及び発生農場から半径1 km 以内の区域にある農場（発生状況確認検査により、陰性が確認された農場を除く）で搾乳された生乳

3) 移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性判定日から遡って21日目の日前に採取され、区分管理されていたものを除く）

4) 家畜の死体

5) 敷料、飼料、排せつ物等

6) 家畜飼養器具

(6)移動制限区域内の家畜の死体および排せつ物等の移動の例外措置

家畜伝染病予防法において、ウィルスのまん延を防止するため、原則として移動制限区域内の生きた偶蹄類の家畜や排せつ物、使用した家畜管理用具、敷料、飼料、死亡家畜、生乳、精液、受精卵等の移動が制限される。

ただし、国と協議の上、制限区域内の農家においても、家畜防疫員が当該農場の家畜に異常がないことを確認し、かつ、環境保全上やむを得ないと認める場合に、その移動の経過を記録することで、死亡家畜は移動制限区域内の処理施設へ、敷料・排せつ物等は移動制限区域内の処理施設あるいは畑地等へ移動させることができる。

(7)制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の農場の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、動物衛生課と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

（8）動員者の確保

ア　獣医師

（ア）NOSAI獣医師

発生初期（牛500頭／戸規模まで）での殺処分は、家畜防疫員（家保）2名（現場リーダー、評価担当）とNOSAI獣医師（最大25名まで）が担う。

このため、県は疑い事例で、検体を送付したら、直ちにNOSAI連（リスク管理指導センター）に獣医師の派遣を要請する。一方NOSAI連は、県と締結している防疫協定に基づき、平時から県下各NOSAIに対して、獣医師が派遣できる体制を整えておくものとする。

なお、牛500頭規模以上、あるいは豚での発生に際しては、家保の家畜防疫員や民間獣医師を頭数規模に応じて追加動員する。

（イ）民間獣医師

発生規模に応じて、当該地域の地元産業動物獣医師に、発生農場での殺処分や農場周囲の発生状況確認検査、ワクチン接種業務等への派遣要請を行う。

その際、県は、県獣医師会との防疫協定に基づき、地域診療に支障が出ないように配慮の上、獣医師会事務局へ必要人数を要請する。

（ウ）県外家畜防疫員

県内の家畜防疫員では対応が困難と判断される状況（多発期）になった場合には、動物衛生課に、不足人員数、派遣要請期間及び作業内容等を連絡し、県外家畜防疫員の派遣調整を依頼する。

派遣された県外家畜防疫員の業務は、殺処分、病性診断、疫学調査、発生状況確認検査、清浄性確認検査等多岐にわたるため、業務の優先順位に従って配置する。特に県外家畜防疫員はクリーンな状態で派遣されることから、清浄性確認検査など、未発生農家の巡回業務に優先して従事させる。

（エ）宮崎大学獣医師

宮崎大学の獣医師についても、県外家畜防疫員同様、発生農場周囲の発生状況確認検査、清浄性確認検査等の業務に優先して派遣要請する。

また、学術的知見を有している教授等については、発生農場の発生原因分析を行う疫学調査チームのメンバーとして派遣要請する。

イ　県職員

動員班は、動員予定部署より必要人数に応じて県職防疫従事予定者名簿から動員者を確保する。

県職動員者の業務は、家畜の殺処分や埋却作業等の補助、畜舎消毒作業等が主体となることから、現地対策本部と十分連携し適正配置を行う。

ウ　保定員

保定員は、効率的に殺処分を進める上で重要な業務であり、家畜の扱いに慣れた者でないと務まらないことから、県の畜産職員や経済連等の畜産団体等へ派遣要請する。また、現地対策本部と十分連携し、専門とする畜種（牛・豚）により発生農場の適正配置を行う。

エ　国からの緊急支援チーム

発生後24時間以内に、動物衛生課から、現場支援のために家畜防疫官（獣医師）及び家畜改良センター等の家畜の扱いに慣れた職員が派遣されることから、発生農場の防疫措置等に適正配置する。

オ　自衛隊等への派遣要請と受入

（ア）自衛隊の派遣要請

○事前調整

a　自衛隊連携班は、県対策本部や現地対策本部との調整を十分に行い、以下の点について現場の要望に応じた支援体制の検討を行う。

○　派遣を希望する期間
○　区域
○　活動内容

b　前記検討に基づき、自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊）との事前調整を実施する。

○　自衛隊派遣要請に関する庁内意志決定の調整
○　自衛隊窓口との事前調整

c　正式要請

自衛隊から派遣可能であるとの連絡があったら、期間、区域、活動内容を再度確認した上で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条（災害派遣）又は第100条（土木工事等の受託）に基づき、知事が派遣要請を行う。

（イ）自衛隊派遣決定後の対応

a　現地対策本部における自衛隊担当要員の派遣

現地本部に農業改良対策監（営農支援課）を派遣し、自衛隊担当とし、その後の防疫措置がスムーズに行えるよう自衛隊との推進体制を確立する。

（平成22年時、自衛隊側は副連隊長が現場総括責任者（現地司令官）を勤めた。）

b　担当要員の業務

(a) 自衛隊及び受け入れ市町村と、下記の点について調整

○　活動内容の詳細
○　自衛隊部隊本部室の選定
○　駐屯場所の選定
○　自衛隊車両（ジープ、トラック、重機等）の駐車場所の選定

(b) 毎日の活動内容について事前に自衛隊との連絡調整

○　県や市町村の現地対策本部員との連絡調整を毎日行う。
○　現地司令官及び連絡要員（小隊長クラス）との緊密な連絡調整を随時行う。（平成22年時はほぼ毎日、都城から来訪した連隊長と情報交換）
○　県現地本部で作成した防疫計画に基づく下記内容を事前に連絡要員と調整する。

〔調整事項〕　・作業内容　・作業場所　・員数
・施設（重機）稼働の有無　・移動手段（人や重機）
・移動時刻　・移動経路（地図）・関連資材など

○　事前調整終了後、当日の進捗と翌日の計画について、県・市町村現

地本部員と自衛隊幹部との「連絡調整会議」を開催する。準備及び変更等を考慮すれば、翌日計画を前日夕方までに実施する方がよい。

（平成22年時は、18時開催を基本としていたが、随時変更もあった。）

○　自衛隊駐屯生活に関連しての隊からの要望事項（食器類、シャワー、トイレ、洗濯機設置等）についてその都度対応する。

○　自衛隊動員農場の視察（連隊長ほか幹部）対応（バス手配等）

（平成22年時は、ほとんど毎日、連隊長が視察したが、県の同行は数回のみ。その際、自衛隊車両は原則として使用しない。）

○　自衛隊広報担当（自衛隊活動の現場写真撮影等）の対応では、防疫の観点から、現場リーダーとの調整が必要となる。

○　埋却地掘削のために、重機（バックホウ）出動を要請した場合は、重機担当小隊長を現場に案内する。その際、市町村対策本部員も同行させる。

副知事の謝辞
（平成 22 年）

（9）消毒ポイントの設置

家畜伝染病予防法第28条の2第2項の規定により、家畜伝染病の急速かつ広範囲なまん延を防止するために発生地域を中心に消毒ポイントを設置する。（77ページ参照）

消毒の方法

消毒の方法は、設置場所や消毒対象車両等を勘案して、以下の方法を選択又は併用するものとする。

（ア）動力噴霧機（人力や機械によるもの）

（イ）布製素材を利用した消毒マット

（ウ）薬液をプール式に貯水した消毒槽

（エ）車道に薬液を直接的に散布（流下式）

（オ）車道に薬液を散水車により散布

２　現地対策本部の対応（発生現地における防疫措置）

（1）現地対策本部の設置と会議の開催

家保から、口蹄疫の疑いで検体を送付するとの連絡を受けた支庁・振興局は、家保と連携して現地対策本部を構成する所属を招集し、現地対策本部を設置するとともに、直ちに本部会議を開催し、迅速な防疫措置が行えるように準備に入る。

なお、現地対策本部会議には、関係市町村及び関係団体等防疫措置に関わる全ての機関に参加を要請する。

（2）団体、農家等への情報提供

県対策本部から、患畜又は疑似患畜と確定した旨の連絡を受けた現地対策本部は、速やかに当該農場の属する市町村に連絡するとともに、関係する地域の農業団体、農家等へ情報提供を行う。

（3）発生農場の防疫方針の決定

現地企画班及び防疫班は、病性診断班や事前調査係（先遣隊）の情報及び当該市町村との協議内容等を踏まえ、県対策本部総括・企画部及び防疫対策班等と十分協議し、発生農場における殺処分の方法、家畜の死体や汚染物品等の処理方法（焼却、埋却、封じ込め等）、防疫従事者の必要人数・受入体制等を決定する。

なお、現地企画班及び防疫班、防疫支援班の班長あるいは係長は、防疫作業を円滑に行うため、準備状況を把握し、防疫体制が整った時点で、その事務を所掌する県対策本部各班又は係へ連絡するとともに、その後の防疫措置を連携して実施する。

その際、県対策本部内と現地対策本部内、さらに発生農場に隣接した現場テント内に、それぞれホワイトボードを設置し、農場毎の動員者数、進捗管理、資機材等の配置状況などを同じ様式で記載し、情報の共有を図る。

（4）発生農場への対応（現地対策本部）

ア　発生農場への説明（先遣隊）

家畜の所有者に対して本疾病の概要を説明し、今後の防疫作業の具体的計画について説明する。

イ　発生農場の隔離（先遣隊）

農場出入り口には立入禁止の看板を設け、農場周囲にはウイルスの散逸防止と殺処分時の外部からの目隠しを目的に、防疫フェンスの設置を要請する。

ウ　埋却地の決定（埋却地交渉係）

「口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について」（巻末別添225ページ）に基づき、市町村と連携し、埋却予定地の周辺住民等へ説明を行い理解を得た上で、埋却地を決定する。

なお、公有地を埋却地として使用する場合は、「口蹄疫等の発生に伴う公有地への埋却について」（巻末別添227ページ）に基づいて行う。

エ　防疫措置の実施（殺処分・農場消毒係、埋却班）

防疫措置は、53ページからの「防疫措置における各班のタイムスケジュール」に

準じて、発生農場での防疫作業を開始する。

（5）移動制限区域の設定と農家への周知

現地移動制限・消毒ポイント班は、制限区域内の農場に対して、制限内容を関係市町村等を通じて周知する。

（6）消毒ポイントの設置（移動制限・消毒ポイント班）

現地移動制限・消毒ポイント班は、消毒ポイントの作業手順（85ページ）により、消毒ポイントを設置し、直ちに消毒作業を開始する。

（7）疫学調査（地域疫学班）

疫学調査は、発生直後、病性鑑定班（疫学担当）が、発生農場の人や物の関連を発生前21日に遡って調査し、リストアップした農場の清浄性を確認する。その際、収集した疫学関連データに基づき、県対策本部の疫学究明班と、国が設置する疫学調査チームが一体となって、発生農場主や近接農場等から聞き取りを行うなど、本病ウイルスの侵入経路や発生原因の究明もあわせて行う。

なお、その後も国の疫学調査チームと県対策本部疫学究明班は、随時連携しながら追加情報の収集に努めるものとする。

（8）発生状況確認検査（発生状況・清浄性確認検査班）

現地対策本部の発生状況・清浄性確認検査班は、口蹄疫防疫指針に基づき、病性決定後原則として24時間以内に、発生農場周辺の発生状況確認検査を実施する。ただし、状況によっては病性決定前に調査を開始することもある。

実施に当たっては、県対策本部動員班と事前に協議し、必要人員を確保するとともに、当該市町村に道案内や公用車の手配などを依頼する。詳細は発生状況確認検査（166ページ）を参照のこと。

ア　移動制限内にある農場については、毎日、電話による聞き取りを行い、異常家畜の有無を確認。

なお、電話による聞き取りは、移動制限が解除されるまでの間随時実施。

イ　発生農場から半径1km以内にある農場及び移動制限区域内にある大型牛農場(200頭以上)、大型養豚場（3,000頭以上）の臨床目視検査及び抗原、抗体検査の実施。

ウ　イの検査終了に引き続き、移動制限区域内すべての農場の臨床目視検査を実施。

エ　疫学関連農場の抗原及び抗体検査の実施。

（9）通行遮断（現地移動制限・消毒ポイント班）

発生農場への通行を遮断するため、原則として、農場に隣接する道路2ヶ所を封鎖する。その際、市町村、道路管理者、警察と十分連携して実施する。

また、まん延防止のために必要な場合に限り、発生農場周辺の道路を一定期間封鎖するものとする。

(10)防疫資材の調達(資材班)

病性決定と同時に、初発時には、家保に備蓄されている資材を発生農場あるいは現場本部に配送する。発生農場の飼養規模により、家保の備蓄資材で不足する場合は、緊急調達先リストにより、不足分を発注する。

(11)動員・サポート班(141ページ)

発生現地における動員者の受入、弁当等食料の手配、現地テントでの防疫資材の補給や、動員者のけが、急病発生の対応を行う。

突発的なけがや事故に対応するため、事前に現地で医療機関等の確認を行うようにする。

3　発生市町村の対応

(1) 病性決定時、直ちに市町村長を本部長とする市町村対策本部を設置するとともに、県の現地対策本部と十分連携しながら、円滑な防疫措置を実施する。

(2) 関係団体及び区長等に連絡し、本病の周知及び防疫活動に対する協力要請を行う。

また、県と連携し、殺処分家畜等の汚染物品を埋却する場合は、「口蹄疫等の発生時における埋却地決定の手順について」(別添参考資料)に基づき、説明・理解を得る。

なお、焼却、レンダリングの場合も同様の対応とする。

(3) 当該農場の通行遮断と消毒を実施する。

(4) 建設業協会等への重機手配、掘削依頼を行う。

(5) 移動及び搬出制限区域に含まれる字単位での区域を決定する。

(6) 発生農場周辺1km以内農場及び移動制限内の大型農場の発生状況確認検査への支援を行う。

(7) 移動制限、搬出制限対象農場への制限内容の周知を行う。

(8) 防疫作業員集合場所の提供及び受付会場での防疫従事者等の健康管理に伴う血圧測定器の設置等を行う。

(9) 資材置き場の設営、資材受け入れを行う。

(10) 必要に応じて、自主消毒ポイントを設置する。

(11) 人員の確保

防疫措置及び発生状況・清浄性確認検査等を円滑に行うため、防疫従事者、検査時の同行者及び消毒ポイント等の人員の確保を行う。

(12) 広報等

広報車、防災無線等により、住民への情報提供や防疫措置への協力を要請するとともに、偶蹄類飼養者等に対して防疫対策の強化及び異常家畜等の届出について周知する。

また、発生農場の付近住民へ、正確な情報を提供するなど、風評被害や無用な混乱を防ぐための対応に当たる。

4　その他の市町村の対応

(1) 未発生市町村のうち、制限区域に含まれる市町村は、移動及び搬出制限区域の字単位での決定及び制限区域に含まれる農場に対する制限内容を周知する。

○　関係団体及び区長等に連絡し、本病の周知及び防疫活動への協力を要請する。

○　広報車、防災無線等により、住民に本病の発生や防疫対応等を周知するとともに、偶蹄類飼養者等に対して防疫対策の強化のための周知啓発を行う。

また、風評被害や無用な混乱を防ぐための対応に当たる。

(2) 県の消毒ポイントが市町村内に設置された場合は、その運営へ協力するとともに、必要に応じて自主ポイントを設置し、その運営に当たる。

5　団体等の対応

(1) 対策本部へ人員を派遣する。

(2) 家畜の取扱いに慣れた職員を、保定者として派遣する。

(3) 消毒ポイント運営への協力を行う。

6　制限区域内の農家の対応

・毎日家畜の観察を行い、異常を発見した場合、速やかに家保やかかりつけの獣医師に通報する。

・農場の衛生管理区域に出入りする人を制限する。やむを得ず入場させる場合は十分な消毒を行う。

・農場の衛生管理区域入り口に消毒薬（消石灰等）を散布する。

・野生動物等の侵入防止のために設置している金網等の再点検を行うなど、防疫措置の強化に努める。

・農場内の死亡家畜、排せつ物、器具等の物品の移動は行わない。また、隣同士で病気の確認等は絶対にしない。

・畜産資材、機械の共同利用は止める。

・生草の給与は止める。

・過去21日間に出入りのあった人、物等についての記録を要求されたら、すぐに出せる準備をしておく。

・家畜の導入先、購入領収書、登記簿、種付け台帳、授精証明書、飼養管理簿、飼料・薬品購入伝票、治療請求書等の評価に関わる資料を整理し、求めに応じて直ちに提出出来るようにしておく。

・なるべく外出は控える。やむを得ず外出した際は、手指の消毒、うがいを励行する。

・万一の発生に備え埋却予定地を確認する。

7　発生農場の防疫措置における各班のタイムスケジュール（現地防疫班、埋却班、資材班、サポート班）

防疫措置の想定：肥育牛400頭規模(100頭×4棟)で発生し、24時間以内に殺処分を完了。
必要人員：
　現場リーダー：畜産職1名、評価員：（家畜防疫員1名、市町村職員1名、農協等職員1名）×2班、殺処分：家畜防疫員1名、獣医師10名、保定員20名、一般動員者28名　　計66名
　清掃・消毒：家畜防疫員・畜産職リーダー各1名、一般動員者34名　計36名
　埋却地：オペレーター以外の一般動員者　16名
必要機材：大型ﾊﾞｯｸﾎｳ 4機、ﾊﾞｹｯﾄﾛｰﾀﾞｰ(大) 4台、4t箱型ﾀﾞﾝﾌﾟ 4台（すべてｵﾍﾟﾚｰﾀｰ付き）、動力噴霧機・ﾀﾝｸ 4ｾｯﾄ

	現地防疫班			埋　却　班	資　材　班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	現場サポート係	動員者割振係 人員搬送係
		殺処分係	農場消毒係 （殺処分終了後、殺処分係が担当）				
病性決定まで	①評価台帳の準備 ②個体・汚染物品評価開始 ③管理台帳の確認 物品管理台帳、購入伝票等の整理を農場主へ依頼	①事前調査（先遣隊）の実施 ②飼養形態に応じた殺処分方法(班編成)の検討、麻酔薬等の準備		①資・機材の手配 埋却溝掘削・防疫フェンスの手配 ②埋却人員の算出	①事前調査に基づく防疫資材の準備 ②機材の調達 ③ﾃﾝﾄ・仮設ﾄｲﾚの設置 ④農場内外における防疫フェンス設置の業者委託		①集合場所の決定 ②必要資材（PPE）の搬入 ③動員者名簿の確認 ④必要人員の割り振り
5:30	病性決定(PCR 陽性)						
1 日目 7:00				埋却地到着			
7:30		家畜防疫員・現場リーダー（畜産職）農場到着		埋却地へ資材搬入		テント内資材の確認	動員者の集合 ①着替え ②点呼、健康診断
8:00		資材搬入 殺処分前の畜舎消毒		掘削開始(試掘)	資材搬送		③作業内容の説明
9:00	汚染物品評価 (2 班) ①飼料 ②医薬品、その他	動員者到着 ①防護服等の着用 ②班分け、作業の説明 ③防疫ラインの確認。その後、農場・埋却地へ入場		動員者入場 掘削開始(本掘削) 一般　8 名	資材搬入		動員者の搬送(バス)→農場到着

	現地防疫班			埋　却　班	資　材　班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	現場サポート係	動員者割振係 人員搬送係
		殺処分係	農場消毒係				
9:30	個体評価開始(2 班) 1 班当たり 家畜防疫員　1 名 市町村職員　1 名 農協等職員　1 名 ①個体識別番号の記入	殺処分開始(2 班) 1 班当たり 獣医師　5 名 保定者 10 名 殺処分補助 5 名			不足資材を適宜搬入	テント資材係としてのサポート 不足資材の受け渡し ・テント内資材の点検	
10:00	②写真撮影(種別毎)	その他一般動員 7 名 搬出補助　6 名 ローダー　2 台 4t 箱型ﾀﾞﾝﾌﾟ 2 台		埋却準備一部完了 掘削と並行して埋却開始 一般動員者 消毒係　8名			昼食の配送
12:00	休憩	休憩 現地対策本部へ進捗状況の伝達				弁当の受け渡し	
12:30				休憩			
13:00	作業開始	作業開始					
13:30	評価終了 殺処分係へ編入			作業開始			
14:00			必要人員の算出	掘削完了			翌日の動員計画の作成
17:00		殺処分終了(伝達)					
18:30		家畜の搬出完了 動員者の消毒･退場 動員者用バスの手配		家畜の埋却終了 動員者退場			バスの準備
19:00					不足資材の準備		
19:30		動員者出発					動員者搬送
20:30				埋め戻し終了		防疫資材の整理 翌日の準備後、退場	動員者解散
21:00				消毒後退場			

	現地防疫班			埋　却　班	資　材　班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	現場サポート係	動員者割振係 人員搬送係
		殺処分係	農場消毒係				
2 日目							
7:30			現場リーダー農場到着		資材搬送	テント内資材の確認	動員者の集合 ①着替え ②点呼、健康診断
8:00			資材搬入	埋却地到着	資材搬入		③作業内容の説明
9:00			動員者到着 ①防護服等の着用 ②班分け、作業の説明 ③防疫ラインの確認 その後、農場・埋却地入場	動員者入場 埋却開始	不足資材を適宜搬入	テント資材係としてのサポート 不足資材の受け渡し	動員者の搬送(バス)→農場到着
9:30			堆肥搬出開始(2 班) 1 班当たり 一般　12 名 ローダー　2 台 4t 箱型ﾀﾞﾝﾌﾟ 2 台 その他一般動員者 消毒係　2 名 搬出係　6 名			弁当の受け渡し	昼食の配送
12:00			休憩 現地対策本部へ進捗状況の伝達				
12:30				休憩			
13:00			作業開始 (清掃・消毒作業並行)				
13:30				作業開始			翌日の動員計画の作成
17:00			作業終了(伝達)	埋却作業終了			
17:30			動員者の消毒・退場 動員者用バスの手配	動員者退場			バスの準備
18:30			動員者出発	埋め戻し終了		防疫資材の整理翌日の準備後、退場	動員者搬送
19:00				消毒後退場	不足資材の準備		動員者解散

	現地防疫班			埋　却　班	資　材　班	動員サポート班	
	評価係	殺処分・農場消毒係			資材調達係 資材受入配送係	現場サポート係	動員者割振係 人員搬送係
		殺処分係	農場消毒係				
3 日目 7:30			現場リーダー農場到着			テント内資材の確認	動員者の集合 ①着替え ②点呼、健康診断
8:00			資材搬入		資材搬送 資材搬入		③作業内容の説明
9:00			動員者到着 ①防護服等の着用 ②班分け、作業の説明 ③防疫ラインの確認 その後、農場・埋却地入場 堆肥搬出開始(2 班) (清掃・消毒作業並行) 班編成は前日同様	埋却地到着 動員者入場 埋却開始	不足資材を適宜搬入		動員者の搬送(バス)→農場到着
11:00			堆肥搬出終了 飼料等搬出開始 (清掃・消毒作業並行)				
12:00			休憩 現地対策本部へ進捗状況の伝達				
12:30				休憩			
13:00			作業開始 (清掃・消毒作業並行)				
13:30				作業開始			
16:00			飼料等搬出終了				
17:00			清掃・消毒完了(伝達)	埋め戻し終了			
18:00			動員者の消毒・退場 動員者用バスの手配	埋却完了 告知板の設置			バスの準備
19:00			動員者出発	消毒後退場 (重機は翌日消毒し搬出)		防疫資材の整理・消毒後、退場	
20:00							動員者搬送 動員者解散

発生農場での防疫作業の流れ（午前5:30分　PCR陽性）

(1) 午前8：00　殺処分係…詳細版参照（129ページ）

ア　消毒

殺処分を始める前に、畜舎の壁及び天井、家畜の管理で使用した衣類や器具等を消毒薬（4%炭酸ソーダ）で十分濡らし、粉塵の飛散を防止する。

イ　保定

牛は「おもて（保定道具）」を装着し所定の位置（ローダーが入る場合は牛舎内でも可能）に係留する。

薬殺の場合、豚は豚房より殺処分作業に適した場所に移動させ麻酔薬を投与する。

ウ　午前9：30　殺処分（薬殺・電殺・炭酸ガス注入）開始

牛は麻酔後、頸静脈へ薬剤を注入する。

母豚では麻酔後、必要に応じて保定し、頸静脈又は耳静脈から薬剤の注入による薬殺か又は電殺を行う。

肉豚や子豚では、ダンプカー等の荷台やフレコンバックに移動後、密閉し炭酸ガスを噴射注入し、ガス殺を行う。

※　移動、保定は、家畜の暴走など危険を伴うので作業者と周囲の人員に危害が及ばないよう、現場リーダーが十分注意喚起する。

※　重機の近くの作業が多いので、重機との接触事故に十分注意する。

※　死亡家畜の移動は、安全上、生存している家畜の移動、保定完了後に行う。

エ　搬出

殺処分した家畜はローダー等の重機で移動し搬出用ダンプに積載後、シートで覆い車両全体を消毒し埋却地へ搬出する。

オ　清掃・消毒

殺処分係は、現場リーダーの指示により、殺処分終了後、引き続き当該農場の清掃・消毒等の作業を行う。

移動、保定

殺処分された家畜

ローダーバケットへの積み込み

豚の場合は、家畜の移動・保定に
ベニヤ板（コンパネ）を利用

(2) 午前9：30　評価係…詳細版参照（150ページ）

評価対象は、患畜、疑似患畜とその農場にある汚染物品（飼料・医薬品等）とする。

評価に先立ち畜主に評価頭数の根拠となる飼養管理台帳等の提出を求め、飼養頭数の確認を行う。また、それぞれ根拠となる物品（代表例）の写真を撮影し記録しておく。

処分頭数と疑似患畜確定から殺処分までの間に死亡した頭数を加算して評価頭数との一致を確認する。

評価に当たってはウイルスの散逸防止に細心の注意を払うとともに農場で使用した評価用紙等は、汚染されているので、必ず消毒して持ち出す。

(3) 午前 8：00　埋却班…詳細版参照（169ページ）

埋却地の試掘を行い、４m掘り進み湧水や岩の露出などの支障が無ければ本掘に入る。掘削後、埋却溝に消石灰を散布し、ブルーシートを張り死亡家畜の受入準備を行う。

午前10：30　埋却開始

埋却地に死亡家畜を積載したトラックが到着した後、荷台のシートを除去する。死体の前足にループ状のロープを懸け、重機で懸垂して埋却溝に下ろす。

埋却溝に人が降りて作業することは危険なので行わない。

死体運搬車両等は埋却地から出る際に必ず消毒を行う。

死亡家畜の積み下ろし

死体・汚染物品の投入完了後の石灰散布

埋却地での防疫作業完了後、埋却地に、埋却年月日、3年間発掘禁止である旨を記した看板を設置する。

(4)　午前7：30　現場サポート係…詳細版参照（141ページ）

ア　消毒のサポート

殺処分家畜や防疫資材を運搬する車両等が農場に出入りする際の車両消毒のサポートを行う。また、殺処分等に使用された長靴や防疫資材の消毒、使用済み防護服などの処分を行う。

防疫従事者の交代及び農場退場時における全身の噴霧消毒、手指等の消毒、PPE脱衣作業等の補助、踏み込み消毒槽の薬液交換等を行う。

農場退出時の
防疫作業従事者の消毒

イ　防疫作業のサポート

発生農場の防疫テント内での資材の受け渡しとその後の整理と補充や昼食等の受け取り、配膳等を行う。

(5)　2日目午前9：00　農場消毒係（殺処分終了後殺処分係が担当）…（186ページ参照）

ア　家畜排せつ物等の埋却処理作業

作業を始める前に、病原体や粉じんの散逸防止のため、畜舎内外の消毒を実施する。作業は、原則畜舎内で行うが、場所等の問題により屋外で行う場合は、病原体や粉じんの散逸防止ための措置を講じるなどの作業方法を検討する。

作業の効率化を図る観点から、家畜排せつ物処理の専門業者を手配し、作業の短縮化を図る。

[家畜排せつ物等の作業手順（基本）]

① 1台のショベルローダーで入口付近まで家畜排せつ物を集め、他のショベルローダーでダンプカーに積み込む。

② フレコンバックに家畜排せつ物や汚染物品を入れた場合は、口をしっかり締めて、重機でつり上げ、トラックに積み込む。

③ トラックへの積み込みが終了したらビニールシートで全体を覆い、消毒係が作

業しているところまで運び消毒後、搬送する。

④　埋却地に到着したら、家畜防疫員の指示に従い、家畜排せつ物やフレコンバックを埋却溝に順序よく積み並べる。

イ　飼料等の処分

飼料等は、畜舎構造により、ホイルローダー又は手作業によりトラック等に積み込み、堆肥化施設や埋却地に搬出する。

運搬車の消毒

車両全面、タイヤハウスを十分に消毒する。

汚染物品はブルーシートを被せその上から消毒を行う。

ウ　畜舎及び飼料管理器具等の消毒

畜舎の天井・床等は４％炭酸ソーダ等で洗浄・消毒する。さらに、床面は消石灰の散布又は石灰乳の塗布を行う。

なお、消毒薬を２種類以上使用する場合は、必ず酸性化アルカリ性かを統一すること。

農場敷地は、消石灰を散布する。また、防疫作業に使用した防疫資材や家畜運搬用ケージなどの飼養管理機械は４％炭酸ソーダ等で洗浄・消毒する。

農場の消毒手順

①　動噴で畜舎の天井、壁、床、機械類に炭酸ソーダ液を噴霧

②　床、通路、農場敷地内は、消石灰を散布後、スコップやホウキ等で全面に拡げる。

エ　防疫従事終了後の措置　…　退場手順及び留意点参照（111ページ）

作業従事者は作業終了後、農場を出る際には、現場サポート係より、防護服の上から噴霧による消毒を受けた後、防護服を脱いでから退場する。

農場に隣接した仮設テントで、長靴をスリッパに履き替え、その後、手洗い、洗顔、うがい、手指等の消毒をする。

防疫テントから集合場所までは、徒歩あるいはバス等で移動する。

解散後は速やかに帰宅し、入浴するとともに、着用していた衣服は洗濯する。

■5　移動式レンダリング車の活用の検討

疑似患畜の埋却が困難な場合は、移動式レンダリング車の活用を検討する。

使用することが決定した場合は、国の貸出要領に基づき動物衛生課と協議の上、大型防除資材の貸出申請書（様式2　62ページ）により申請を行う。

様式2

大型防除資材の貸出申請書

使用する大型防疫資材名	
申請者氏名	
使用責任者氏名及び連絡先	
疾病名（疑いの時点で想定される疾病名）	
当該農場住所（当該農場の周辺地図を添付すること）	
当該農場飼育頭羽数	
当該農場畜舎数	
資材使用対象頭羽数	
資材の使用開始日（使用日数）	
当該農場までの輸送及び当該農場における使用に際して注意すべきこと	
申請者が準備するもの	

注意事項

使用した機器を過失により破損した場合は、当該都道府県が修理費用を負担すること。

使用後の機器は、使用前の状態に復帰させて動物検疫所に返却すること。

※　詳細は巻末の大型防疫資材の貸出要領（移動式焼却炉、大型緊急除染機等）を参照のこと。

■6　ワクチン接種への対応（205ページ参照）

ワクチン接種の方針が決定した場合には、ワクチンの効果を最大限に発揮するため、短期間に、かつ広範囲に接種する必要があることから、直ちに県対策本部にワクチン推進班を設置し、対象市町村や関係機関・団体の協力を得て接種計画を策定する。

なお、ワクチン接種家畜の生乳、排せつ物、死体等の取り扱いには十分留意し、適切な処理を行う。また、接種家畜を殺処分する場合は、家畜伝染病予防法第17条の２に規定する患畜以外の家畜の殺処分等に基づき実施する。

その際、殺処分実施前に動物衛生課と協議し、接種家畜の移動の特認等、効率的な方法を検討する。

■7　清浄性確認等の検査

１　清浄性確認検査（188ページ参照）

防疫措置完了後10日が経過した後に、移動制限区域の解除に向け、制限区域内の全ての農場の臨床目視検査及び血清疫学調査を実施する。

（1）対象農場と検査内容

ア　臨床目視検査及び抗体検査

移動制限区域内の全ての農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、５頭以上飼養する農場に限る。）に立ち入り、臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を実施するための検体（血液）を採材する。

（2）検査方法

ア　臨床目視検査

泡沫性流涎、跛行、起立不能の有無、口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕の有無を確認するとともに、39℃以上の発熱の有無、泌乳量の大幅な低下又は停止等の有無を畜主（又は管理者）から聞き取る。

イ　抗体検査のための採材

採血頭数は95％の信頼度で10％の感染を摘発することができるサンプル数として統計学的に求められた頭数を飼養頭数に応じて採血する。

なお、畜舎が複数ある場合は、すべての畜舎から採血する。

２　全戸目視検査による清浄度確認検査（県独自の検査）

県内に飼養される全ての家畜の清浄性を確認し、県内外に本県の牛・豚の安全（安心）をアピールする。

（1）対象家畜

県内に飼養される牛・豚（直近の清浄性確認検査済み農家を除く）

（2）検査方法

農家巡回による臨床目視検査（ただし、豚については、管理獣医師による検査若しくは電話による聞き取り）

（3）実施時期

移動制限解除後、直ちに行う。

3　移動制限解除後の清浄性確認検査

我が国の口蹄疫清浄国復帰認定申請のための清浄性確認サーベイランスを実施する。

（1）血清サーベイランス等

ア　対象家畜

牛（これまで、抗体検査を受けた事のない農場）

イ　対象農場数

95%の信頼率で2%の有病率を検出できる戸数

ウ　検査内容等

臨床検査：飼養牛全て

抗体検査：95%の信頼率で10%の有病率を検出できる頭数

（2）野生動物サーベイランス

鹿やイノシシ等野生動物の抗体検査及びＰＣＲ検査を行う。

なお、対象頭数は動物衛生課と協議して決定する。

4　口蹄疫により家畜を殺処分した農場のうち経営を再開する農場の清浄性確認検査

初回導入時には、少頭数の子牛を「観察牛」として農場内で一定期間飼育し、経過観察や抗体検査を行い、清浄性を確認する。「観察牛」を配置する農家の防疫措置は、ワクチン接種区域の農場における家畜の再導入について（平成22年7月16日付22畜消安3672号）に準ずる。

なお、平成22年の口蹄疫発生時には、発生農場を中心に、1戸当たり２～3頭の子牛（乳用種または交雑種）を観察牛として配置し、導入時及び導入２週間後、３週間後の３回の臨床目視検査と、導入時及び導入２週間後の２回の抗体検査を実施し、対象農場の清浄性を確認した。